

**会津若松市議会定例会
令和 7 年 2 月定例会議一般質問
質問予定日及び質問順**

○ 2 月 25 日（火） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
1	高 橋 義 人 議員 （一問一答）	1 市民サービスを向上させるための新たな基金条例の設置について	1
2	古 川 雄 一 議員 （一問一答）	1 2025 年問題について 2 中心市街地活性化について	3
3	奥 脇 康 夫 議員 （一問一答）	1 市民が住んでいて良かったと思えるまちづくりについて	6
4	村 澤 智 議員 （一問一答）	1 新庁舎の供用開始に向けた対応について 2 依存症への対応の在り方について	9
5	丸山さよ子 議員 （一問一答）	1 市民生活の困りごと解決に向けた取組について	11
6	原 田 俊 広 議員 （一問一答）	1 ごみ減量化について	14
7	平 田 久 美 議員 （一問一答）	1 女性が活躍しやすいまちづくりについて	17

○ 2月26日（水） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
8	渡 部 認 議員 （一問一答）	1 市の観光振興策の現状と課題について 2 市の行政課題と市民が求める重要施策について	20
9	大 島 智 子 議員 （一問一答）	1 会津若松市こども計画（案）について 2 H P Vワクチンについて	23
10	吉 田 恵 三 議員 （一問一答）	1 豪雪雪害への財政支援について 2 会津塗の国重要無形文化財の指定に向けた取組について	26
11	松 崎 新 議員 （一問一答）	1 デジタル化と魅力ある地域づくりについて	27
12	小倉孝太郎 議員 （一問一答）	1 行政改革について 2 教育行政について 3 本市の景気経済対策について	29
13	内 海 基 議員 （一問一答）	1 鶴ヶ城のお濠について 2 物価高騰対策について 3 家庭ごみ処理の有料化について	33

○ 2月27日（木） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
14	大 山 享 子 議員 （一問一答）	1 防災・減災について 2 選挙事務について	35
15	大 竹 俊 哉 議員 （一問一答）	1 安心安全のまちづくりと長期ビジョンについて 2 若者が活躍する社会を市民協働で創生し、人口減少対策に取り組むことについて 3 市民みんなで考えなければ、ごみ問題は解決しないことについて	39
16	長郷潤一郎 議員	1 テレワークについて 2 市街化調整区域について 3 リアルタイム線量測定システムについて 4 外国語学習とA I 機器活用について	45
17	石 田 典 男 議員 （一問一答）	1 市民生活を守る行政の役割について	48
18	譲 矢 隆 議員 （一問一答）	1 農業の振興策について 2 退職職員に対する対応について 3 広田保育所の民営化問題について 4 基幹業務標準化への移行について	50
19	成 田 芳 雄 議員 （一問一答）	1 除排雪事業について	52

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局（39－1323）へ】

令和 6 年会津若松市議会定例会
令和 7 年 2 月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 個 人 質 問

1 議 員 高 橋 義 人（一問一答）

(1) 市民サービスを向上させるための新たな基金条例の設置について

① 少子・人口減少対策に資する基金

- ・ 市は、第 2 期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの長期人口ビジョンにおいて、10 万人程度の人口規模を維持していくことを目指すとしているが、人口 10 万人を目標値とする根拠を示せ。
- ・ 市は、これまで第 2 期子ども・子育て支援事業計画に位置づけた各種施策や事業に取り組み、特に教育・保育施設等の利用者負担額に係る市独自の多子軽減策など経済的負担の軽減を図ってきたことは大きく評価するところである。しかし、この間も子育て世代が置かれている環境は変化しており、出生数も年々減少し続けている。市の取組の効果や有効性について十分検証し、ニーズに即した効果的な施策を構築していく必要があると考えるが、市が今まで行ってきた少子化対策の成果と課題を示せ。
- ・ 市長は、令和 6 年 2 月定例会議の施政方針の中で「今後も少子化・人口減少への強い危機感を持ち、結婚・出産・子育て支援による自然増と、若者の地域内定着・流入の促進などによる社会増の取組を柱としながら人口減少を緩和し、未来の子どもたちによりよい地域を引き継いでいくことが我々の責務と考えております。」と述べている。子ども・子育て支援については、令和 6 年から市独自の施策で不妊治療等における経済的負担の軽減を図っていることについては大きく評価するところである。不妊治療に関する費用の助成には、一定の治療回数の制限や年齢の制限がある。これらの回数制限・年齢制限を超えた場合は、自費診療の金額で治療を受けなければならない、保険や助成の適用

外となる治療も残されており、不妊治療費が高額になるケースも多い状況にある。子どもを望む世帯には、より充実した医療費負担軽減措置の拡充と経済的支援が必要であるとするが、市の独自政策としてこれらに取り組むことへの見解を示せ。

- ・ 市民税の所得割の税率を1%上乗せして徴収し、その分を（仮称）こども子育て少子化対策基金などを設置して、本市独自の福祉施策に充当して市民生活の満足度を向上させることで、少子化の解消、人口減少に歯止めが掛かることにつながれば、市民の方からも理解されるのではないかと考える。また、安定した財源が確保できれば、国の支援の有無にかかわらず、長期的ビジョンに立った市独自の施策を実施することができると考える。新しい基金設置に対する安定した財源確保に対する見解を示せ。
- ・ 国は、令和5年度（補正予算）より、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとした。5歳児の集団健診は精神発達の状況、言語発達の遅れ等の有無、発達障がいなどの心身の異常の早期発見、育児上問題となる事項の確認、必要に応じた、専門相談等の実施としている。本市においても年齢期に応じて健康診査は行っているが、5歳児健康診査は行われていない。出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を早急に整備する必要があることから、基金を設置して活用し、5歳児健康診査を実施すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 保育料の無償化については、自治体での差異がないよう本来国の施策として進めるべきものとするが、少子化対策に積極的に取り組む自治体では、自治体独自の政策的な判断により0歳から2歳までの保育料を無償化しているところもある。本市でも基金を設けて、保育料の無償化を実施すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 現在、本市ではつながりづくりポイント事業を実施している。これを高齢者福祉だけでなく、少子化対策にも使えるよう制度設計し、少子化対策に資するような活動を行う団体や事業所につながりづくりポイント（以下「つなポン」という。）を付与し、地域全体で子育てをサポートすることで少子化対策にも資する、より深みのある事業となる

と考えるが見解を示せ。

② 市民サービスの向上と持続可能な社会システム構築のための基金

- ・ つなポンの未交換ポイントやプレミアム商品券、福祉灯油券などの市の補助事業、福祉事業で発生した未使用額を、基金を設置して内部留保できるようにし、積み立て、複数年度間で活用できる財源とし、独居老人宅への訪問事業や、間口除雪や屋根の雪下ろしなどに使えるようにして高齢者福祉を充実させるべきと考えるが見解を示せ。
- ・ （仮称）持続可能な社会システム構築のための基金を設置し、毎年度生じる決算剰余金の一部を積み立て、町内会や消防団、子ども会などの地域活動団体を維持存続させていくための経費や、お日市、縁日などの地域活性化につなげる事業費に充てることができれば、持続可能な社会システムが循環していくものと考え、基金設置に対する見解を示せ。
- ・ 要介護、要支援状態にある介護保険被保険者が受けられる介護保険適用のサービスにはさまざまな種類があるが、日常生活をしていく中で、介護保険のサービスの中では支えきれないものも多くあると考える。理美容室等への外出介助や傾聴による話し相手等、介護保険事業を実施する中で支えきれない部分に対応するため基金を活用することも、市民満足度の向上に寄与することができると考えるが見解を示せ。

2 議員 古川 雄 一（一問一答）

(1) 2025年問題について

① 2025年問題に係る本市の現状と対策

- ・ 2025年問題は、人口の超高齢化がもたらす社会問題である。具体的には、団塊の世代といわれる1947年から1949年に生まれた世代の方々全員が2025年には75歳以上となり、全人口の約18%の約2,160万人、国民の5人に1人が後期高齢者となる、いわゆる超高齢化社会となり、高齢者の割合が著しく増加することにより引き起こされる社会問題が2025年問題と言われている。主な影響としては、現役世代にとっては社会保障費の負担の増大、労働者人口の減少による国内市場の縮小、医療・介護体制の維持が困難になる等が予想されている。本市の年齢別人口の推移を調べると、

令和 7 年は 5 年に一度の国勢調査の年になっている。調査は 10 月に実施予定であるため、令和 7 年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計だが、5 年前と比較すると本市の人口は、前回国勢調査が行われた令和 2 年では 117,376 人だったのに対し、令和 7 年は推計によると 109,725 人になり、5 年間で 7,651 人の減少とされている。しかし、人口がそれだけ減少しているのに対して、75 歳以上の人数は 5 年前の 19,091 人から 21,511 人となり、2,420 人増加すると推計されている。令和 30 年までは毎年増加すると見込まれている。私は、1950 年生まれのため、令和 7 年に後期高齢者の仲間入りをする。そこでこの 2025 年問題について質問する。2025 年問題とされる社会問題についての認識を示せ。

- ・ 社会福祉事業全般に影響が出てくると考えるが、特に高齢者福祉に関わる事業についての認識を示せ。また、老人福祉事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、高年齢者労働能力活用事業など、各事業の現状と今後の対策についての認識を示せ。
- ・ 問題の一つに深刻な人材不足がある。医療・介護が必要となる高齢者が増える一方で、医療・介護業界では慢性的な人材不足に悩まされている。国内で必要とされる介護職員の人数は、2019 年度に約 211 万人だったのに対して 2025 年には、約 243 万人が必要になると言われており、人材の確保が急務だとしているが、本市の現状と対策について認識を示せ。
- ・ 労働力人口の減少により、経済活動が鈍化すると予想されている。令和 6 年度会津若松市商工行政の概要によれば、本市の労働力人口は令和 2 年で 57,850 人であり、その推移を見ると減少が続いている。目を引くのは、労働しているのかしていないのか分からない「不詳」というのが令和 2 年時点で 9,057 人で増加している。これは高齢者で働かない人の人数が増えているからだと思われる。これは 2025 年問題の一つと考えるが、高齢者の雇用促進について認識と対策について示せ。
- ・ 2025 年問題では後継者不足と技術継承の問題も挙げられている。中小企業の多くで経営者が高齢化している上、後継者不足で悩まされている現状がある。少子化の影響で親族内での事業承継が難しくなっており、従業員への承継も

将来が不透明なこともあり、なかなか後継者が見つからないという現状がある。後継者不足による廃業が相次ぎ、対策が急がれているが、事業承継は短時間で行えるものではなく、従業員の雇用を守るためにも、早めの対策が大切である。業界により差はあるが、本市の現状と対策について認識を示せ。

(2) 中心市街地活性化について

① 中心市街地活性化基本計画

- ・ 令和5年3月に第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画（以下「計画」という。）が策定された。本市の中心市街地と言えは「神明通り」をイメージするが、計画においても中心市街地の人流に関する計測範囲は神明通り北交差点を起点とした半径約1キロメートルとしている。実質的な区域としては、JR会津若松駅から商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、鶴ヶ城に至る範囲と外縁部としている。外縁部は旧県立病院跡地である。中心市街地活性化の意義として、「中心市街地は、商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること」「子ども・子育て世代や高齢者にも暮らしやすい生活環境を提供できること」「経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること」「コンパクトなまちづくりが地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること」などを掲げている。計画期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間である。基本方針に基づく中心市街地の目標は「滞在人口の増」「日常的に訪れる市民の増」「地域住民の満足度の向上」の3点であり、1日あたりの滞在人口を計画策定時の現状値である3万5,500人から4万5,000人を目指すとしている。令和7年は計画の3年目になるが、これまでの成果について示せ。
- ・ 計画に関連して実施されている各種事業は全部で51事業ある。中にはもう約40年継続している事業もあるが、それが目標達成のためにどのくらい寄与しているのか認識を示せ。

② 新庁舎完成による中心市街地活性化

- ・ 待望の新庁舎が令和7年5月7日に供用開始になる。中心市街地の中心部にあり、中心市街地活性化のためには、

大いに期待できると考えるが、中心市街地活性化を考えた場合に、本庁舎の位置付けをどのように考えているのか認識を示せ。

- ・ 庁舎整備行動計画においては、中心市街地の一角に位置して会津若松駅から鶴ヶ城までの「城下町廻廊」の基点となることが示されている。また、現在地に建て替えることは周辺商店街からの要望もあったと聞いている。市民のシンボルであり、歴史的な景観を守り観光客と市民のランドマークとしての役割も期待されている。庁舎の1階部分には市民ホールや多目的スペース、庁舎前には旧館前広場があり、様々なイベントなどに利用できるように市民や民間事業者任せだけでなく、市としても各種イベントを企画し、できるだけ多くの人が集まることを考えるべきである。それにより、中心市街地活性化につながると考えるが認識を示せ。

3 議 員 奥 脇 康 夫（一問一答）

(1) 市民が住んでいて良かったと思えるまちづくりについて

① 人口の社会動態増減ゼロを目指して

- ・ 令和3年12月定例会での一般質問において、平成22年及び平成27年国勢調査結果から兵庫県豊岡市と同様の方法で算出した本市の10歳代5年後転出超過数に対する20歳代5年後転入超過数の割合は、男性が27.85%、女性が28.50%との答弁であった。また、情報統計課から頂いた資料によれば、同様の算出方法による平成27年及び令和2年の国勢調査における本市の10歳代5年後転出超過数に対する20歳代5年後転入超過数の割合は、男性がマイナス5.96%、女性が0.52%であった。平成22年と平成27年との比較では10歳代で転出したうち約3割程度転入する結果であったが、平成27年と令和2年との比較では男性が10歳代で転出した以上に20歳代で転出し、女性は20歳代で若干転入する、という結果となった。単純に言えば、「転出したらほぼ戻って来ない」ということになる。このような結果を踏まえ、若者の転出超過についてどのように認識しているのか示せ。
- ・ 本市の年別転入超過数は、令和3年はマイナス576人、令和4年はマイナス323人、令和5年はマイナス620人となっている。令和2年3月に策定された第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「第2期人口

ビジョン」という。)によると、2030年を目途に社会動態プラスマイナスゼロを目指すとする。第2期人口ビジョン策定より5年が経過し、2030年の目標達成へ向けて後半戦がスタートとなる本年であるが、目標達成に向けて最重要視する点を示せ。

- ・ 第2期人口ビジョンによると、会津地域において高校卒業後に就職する人の管内留保率は約6割に留まっているとある。本市も同様の割合とすると、高校卒業後の留保率が約6割、先に述べた本市での10歳代5年後転出超過数に対する20歳代5年後転入超過数の割合を加算したとするとその後の管内留保率が約6割を切るような状況となる。10歳代及び20歳代が本市を離れる理由を示すとともに打開策となり得る事業はあるのか、またこれまでにない新たな取組が必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 10歳代及び20歳代の転出超過を減少できないのであれば、社会動態プラスマイナスゼロの目標達成のためには他の世代での転入超過に期待すべきと考える。本市の社会動態における世代別の動態を見ると、15歳から19歳の人々が20歳から24歳になったときの減少数が全世代合計の約7割を占めているが、他の世代においても転出が超過していると考えられ、男女ともに15歳から24歳以外でも転出超過となっている世代が多い。15歳から24歳以外の世代において転入超過となるように令和6年3月に策定した第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）に掲げる事業等の更なる充実が必要と考えるが認識を示せ。

② エssenシャルを基点としたまちづくり

- ・ 令和6年3月に策定された会津若松市高齢者福祉計画において、2040年までの本市の人口推計及び高齢者割合推計が示された。これによると、2040年の本市の総人口に対する65歳以上の割合が38.7%、75歳以上の割合が23.1%と推測されている。このような状況下、重要となるのが、医療、介護及び幼児教育・保育従事者などのエssenシャルワーカーと称される方々が過不足なく従事できているのかという点と考える。本市において高齢者人口がピークとなるのは令和8年と予測されているが、介護及び幼児教育・保育従事者は充足しているのか示せ。また2040年へ向けて更なる従事者の確保拡充が必要と考えるが認識を示せ。

- ・ 少子高齢化が進行するにあたり、エッセンシャルワーカーの存在が重要になると考える。本市においては、介護及び幼児教育・保育に関する高等教育機関が存在するが、卒業後の会津地域内就職者の割合は低い。その理由を示せ。また、第3期市総合戦略にはこの割合を高めるKPIも示されているが、どのように割合を高めるのか具体的に示せ。
- ・ エッセンシャルワーカーは他にも交通、インフラ、物流、公共サービス、農水産等に従事する人々が代表的に挙げられるが、こうした従事者がやりがいを持ち従事できる環境を作ることが重要と考えるが認識を示せ。また、それが少子高齢化及び人口減少対策の最重要点と考えるが認識を示せ。

③ ICTを活用したものづくり産業

- ・ 第3期総合戦略で取り組む事業に次世代産業支援事業がある。医工連携推進事業から改編された事業で、医療福祉、エネルギー・環境及び航空宇宙等の産業分野において関連企業の新規誘致や既存企業の事業拡張等を支援し、本市産業の活性化と持続発展を目指す事業であるが、現在までの取組内容を示せ。また、今後発展する分野と考えるがどのように取り組むのか示せ。
- ・ 令和6年度行政評価結果報告書によると、「起業支援により、社会の変化に合わせた産業構造への転換と、新規雇用の創出に取り組めます。また、会津大学等との連携によるベンチャーの育成支援により、新たなビジネスモデルの創出を図ります。」とある。ベンチャーの起業数は令和元年度より毎年2件ずつの起業を目標としているが、結果は令和3年に1件起業したのみとなっている。令和7年1月に会津大学が会津大発ベンチャー2社を新たに認定したとの報道もあったが、起業数は低調と考える。認識を示せ。また、改善への取組等があれば示せ。

④ 市民生活の更なる安心安全を確保するために

- ・ 最近の報道等において、防犯カメラや車載カメラ等を活用することにより犯人逮捕につながるケースがあると聞く。福島県内においては、福島県警察本部が町内会及び組合等を対象に、防犯カメラの購入及び設置に要する人件費や設置工事費、防犯カメラの設置を示すプレート等の購入及び設置工事費を補助しているが、導入後の維持管理料は補助対象としていない。市においても福島県警察本部同様の支

援や維持管理費等への支援をすることで設置者が維持管理を安易にでき、市民の更なる安全安心を確保することができると考えるが認識を示せ。

4 議 員 村 澤 智（一問一答）

(1) 新庁舎の供用開始に向けた対応について

① 新庁舎の市民への周知と公開

- ・ 今年度末に完成予定となっている新庁舎は、近代建築が保存され、歴史が継承される街のシンボルになると期待されている。若者に新庁舎を身近に感じてもらい市政や議会に興味、関心を持ってもらう絶好の機会と考える。令和7年4月29日に開庁記念式典が計画されているが、その前に高校生や小・中学生に学校単位で新庁舎を見学できる機会を設定してはどうかと考えるが認識を示せ。
- ・ 民間放送の取組で、企業の社屋や娯楽施設等を活用してその館内の各所でタレントがネタを展開する番組がある。そこで、本市においても新庁舎が完成するこの機会に、新庁舎を番組撮影の場所として提供し、会津若松市をより多くの人々にPRしてはどうかと考えるが認識を示せ。

② 市民サービスにつながるフロアの在り方

- ・ 新庁舎はオープンスペースとして整備され、開放的な明るいフロアになる予定で、いままでの市役所のイメージを変えるものになると考える。一方で職員が見渡せるフロアとなることで、それぞれの職員が集中して業務に取り組むことができない状況に陥ることも心配されるが認識を示せ。
- ・ コロナ禍の対策として職場をフリーアドレス化した会社では、コミュニケーションが活発化しないなど、円滑に業務が進まない現場もあるなどの影響が出始めているとも聞く。一般企業では、固定席型ABW「Activity Based Working（アクティビティ・ベースド・ワーキング）」という考え方がある。これは、社員が自律的に業務内容や気分に合わせて、働く時間や場所を自由に選択するワークスタイルである。オフィス内に自席以外でも働ける場をつくり、集中して業務をしたい場合には個人ブースで仕事をしたり、リラックスしながらアイデアを練りたいときには社内に設けられたカフェスペースで仕事をしたりと、仕事の内容によってオフィス内のスペースを自由に選択して働くワークスタイルである。そこで、新庁

舎においても開庁後に業務を進める中で見えてくる現場の声を聞き取り、A B Wの考え方を取り入れるなど、職場環境の改善に取り組み、それぞれの職員が最大限の力を発揮できる職場環境づくりを進めるべきと考えるが認識を示せ。

(2) 依存症への対応の在り方について

① アルコール依存症への対応

- ・ 厚生労働省は令和3年3月に第2期アルコール健康障害対策推進基本計画を策定した。この計画の中で、基本的施策の一つとして、地方公共団体において子育て（妊産婦）支援や高齢者支援施策と連携し、女性及び高齢者に係るアルコール問題の観点からアルコール健康障害に関する普及啓発や周知を推進するとある。そこで、本市における普及啓発の取組の現状と課題について示せ。
- ・ 厚生労働省は、国の目標として「生活習慣病のリスクを高める量（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40グラム以上、女性が20グラム以上）を飲酒している者の減少」を掲げ、男性は13%以下、女性は6.4%以下を目標としているが、本市の第3次健康わかまつ21計画では現状値で男性12.4%、女性6.5%と高くなっている。どのような要因で高くなっているのか考えるのか示せ。また、改善に向けて今後どのように取り組んでいくのか認識を示せ。
- ・ 神奈川県横須賀市にある独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターは、昭和38年に日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、アルコール依存症の治療を行っている。患者の自主性を尊重した治療は、「久里浜方式」として全国各地に広がっている。久里浜医療センターでは、設問が4項目しかない簡単にできるアルコール依存症スクリーニングテストと、日本人向けの久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（男性版・女性版）を行っており、これらのスクリーニングテストにより、飲酒問題の有無を判定することができる。そこで、健康診断等で本人に、このテストを実施していただき、アルコール依存症への認識を考える機会を作るべきと考えるが認識を示せ。

② インターネット依存症への対応

- ・ 市教育委員会は以前からテレビや携帯電話、テレビゲームなどの電子メディアへの長時間の接触や過度の依存による生活習慣の乱れ、親子が触れ合う時間の減少などの課題を解決するためにノーメディアデーを設定して取り組んで

きた。現在の取組状況と結果及び今後の課題について認識を示せ。

- ・ 令和２年に香川県議会が香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を制定した。制定当時は賛否両論があったが、近年、海外ではアメリカ、イギリス、カナダで閲覧を制限する取組が始まっている。また、オーストラリア議会では16歳未満の子どもがSNSを利用することを禁止する法案が可決された。子どもたちがSNSにのめり込み、日常生活や心の健康に悪影響が出ることへの懸念が高まっており、また、SNSをきっかけとした悪質ないじめにあい自ら命を断ってしまったり、性被害に遭う等の事態から子ども達を守るためにも先進的な取組と考える。そこで、本市におけるノーメディアデーの取組において、ノーSNSデーに特化した日を設定することで、改めて家族でSNSの利用方法を確認する機会として取り組んでみてはどうかと考えるが認識を示せ。

5 議員 丸山 さよ子（一問一答）

(1) 市民生活の困りごと解決に向けた取組について

① 市民の困りごと解決及び生活再建への仕組みと条例

- ・ 滋賀県野洲市では、健全な財政運営と市民生活の安心の確保を目的とする野洲市債権管理条例が定められている。条例の特徴は、非強制徴収公債権と私債権において生活困窮を理由に徴収停止や債権放棄ができること。債務者情報の目的外利用。納税推進課が徴収困難な非強制徴収公債権と私債権について各所管課から債権の移管を受け、債権の法的措置や債権放棄等を行う。所管課長等は、債務者が債務超過等の状況で生活再建に係る支援が必要と認めたときは、市民生活相談課と連携して納付指導を行うことなどが定められている。条例策定の背景には、長期にわたる不良債権の整理を行い正確な財政状況を把握することや、効率的な債権管理体制を作ること、滞納している市民の状態を総合的に把握し、生活困窮者の発見と生活再建に向けた支援につなぐことなどがあった。このような、生活困窮者支援を視野に入れた全庁的な債権管理を行っている自治体は他にもあり、生活困窮により滞納となっている場合は、差押えによる一時的な徴収よりも、長期的な視点により生活再建を経て納税いただく方が、結果として歳入の増加に

つながることや、債権管理を一元管理としたことで業務の効率化が図られている等の報告がある。生活困窮者支援を考慮し、債権を全庁的な課題として捉え債権管理を行っていくことは重要だと考えるが、認識を示せ。さらに、本市の課題に即した債権管理条例を制定することが必要だと考えるが認識を示せ。

- ・ 市の債権は、それぞれの発生原因により市税及び公債権と私債権に分類され、種類ごとに滞納の債権回収方法などが異なり、関係部・課ごとに債権管理を行っているが、市の債権管理について全庁的に把握している部署はあるのか示せ。関係部・課ごとの債権は全て市の債権でもあることから、市は関係部・課全体の債権管理に関する課題を把握し、全庁的な共通課題がある場合、改善を図っていく必要があると考えるが見解を示せ。また、債権回収と生活困窮者支援を市としてどう行っていくか、統一した考え方や、対応が必要だと考えるが見解を示せ。
- ・ 本市には就労や負債、家族関係など様々な理由で経済的に困りの方々の相談窓口として、「生活サポート相談窓口」が開設されている。令和５年度では、新規の相談件数が 240 件で、経済的困窮にすることが最も多く、次に病氣、そして家族の問題、債務・滞納、家計管理の課題等様々な内容が寄せられている。債務や滞納には、市が所管するものも含まれている。市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅使用料、保育料、学校給食費、水道料金、下水道使用料等、様々な部署で滞納となっている可能性がある。経済的に困窮し支援を必要としている市民が、一方で市における多重債務者の場合もある。私は、そういった方の債権回収は、市民の暮らしをより窮地に追い詰めることがないように、暮らしの立て直しを見据え、個別の事情に配慮する必要があると考える。本市では、債権の所管課がそれぞれ滞納整理を行っているが、複数の所管課で滞納があり生活困窮となっている場合、一つの滞納だけを見れば債権回収が可能に見えても、複数の滞納を累計すると支払える経済状況にない場合もある。全体が把握できない中での債権管理は効果が上がりにくいなど、課題があると考え、見解を示せ。本市でも、回収が困難な債権について、一元管理を行っていくべきと考え、見解を示せ。さらに、本市の非強制徴収公債権や私

債権について生活困窮を理由にした徴収停止や債権放棄を定める必要があると考えるが見解を示せ。

② 生活困窮者への支援

- ・ 令和5年12月定例会議において私は、住生活安定の確保及び向上の促進について質疑した。その中で、本市の市営住宅の申込資格の一つである、市町村民税の滞納がないことについて、滞納があっても入居できるよう検討すべきではないかという質問を行った。その背景には、平成30年3月30日、国土交通省から、公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正が示された。改正内容の一つに、地域において独自に入居者の具備すべき条件を定める事例として記載されていた、国税、地方税を滞納していないものという事例が削除された。理由は、入居者の事情は様々であり、税を滞納している場合であっても配慮すべき場合があると考えられることからというものであった。さらに、本市の福祉部局では、税の滞納がある方も含め、生活困窮者の生活の立て直しに取り組んでおり、低廉な家賃の市営住宅に入ることによって、生活の立て直しがしやすくなるのではないかと考えたことからである。市の回答は、先進自治体の情報収集を行い、市としての対応のあり方について調査研究をしていきたいとのことであった。よって、市のこれまでの調査研究の成果と、現時点での、国の通知内容を取り入れることの検討結果について示せ。

③ 児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援

- ・ 令和5年度の本市の中学校卒業者の進路状況は、卒業者936名中924名が進学や就職をし、12名が無職者その他（進路未定）となっている。また、令和5年度の本市の小学校1年生から中学校3年生までの不登校児童生徒数は322人で、この内、中学校3年生は86人で、そのほとんどは進路が決まっているが、未定のまま卒業する生徒もいる。小・中学校在学中は、不登校等の課題を抱える児童・生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等をはじめ、学校、教育委員会及び関係機関が連携して支援を行っているが、中学校卒業後は、これまで支援してきた学校とのつながりが途切れてしまう状況にある。生徒の健全育成や将来の社会的自立のために、生徒の実情に応じた支援が、中学校卒業後も途切れることなく継続して行

われることが必要だと考えるが、見解を示せ。また、平成30年の6月定例会において、小・中学校在学中から課題を抱える児童・生徒のうち、中学校卒業後の進路未定者に対する継続した支援について、今後も情報を共有しながら、支援の在り方について検討していくとの答弁であったが、どのような検討が行われ、結果どのような支援となったのか示せ。

- ・ 不登校等の課題を抱える生徒の中学校卒業後を見据えた支援の在り方について、学校や教育委員会、在学中の支援機関や福祉部局等が連携・情報共有を行い、卒業後の支援方針を検討し、事務事業を実施する場を設置してはどうかと考えるが見解を示せ。
- ・ 県との連携や情報共有について、県立高校に入学後、課題を抱える子どもたちに対し、県だけでなく市においても連携した支援が重要だと考える。高校での不登校や不登校傾向がある場合、発達障がい等の特別な支援を必要とする場合、中途退学が心配される場合など、子どもたちが抱える課題解決に向け、入学前の情報共有や、市の福祉部局との連携が丁寧な支援につながるのではないかと考える。県立高校へ進学した生徒のうち、特別な支援を必要とする生徒が、切れ目のない支援を受けられるよう、市、市教育委員会、県、県教育委員会の4者が連携に関する協定を締結することでより効果的な支援を行うことができると考えるが見解を示せ。さらに、連携協定の締結について県へ働きかけてはどうかと考えるが、見解を示せ。

6 議員 原 田 俊 広（一問一答）

(1) ごみ減量化について

① ごみ緊急事態宣言の結果と今後の対応

- ・ ごみ緊急事態宣言の取組で、結果として目標が達成できなかった主な要因は、全ての市民と事業者の取組とすることができなかったことであると考えているが、令和6年12月20日に開催した議員全員協議会で示した「ごみ緊急事態宣言の結果と今後の対応について」では、同年5月20日に行った緊急事態宣言以降「これまでにない規模・頻度で、ごみの分別と減量の周知啓発を行うことができました」とある。また、その詳細を「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」（以下「考え方」という。）の周知・意識啓発で見

ると、「市長による街頭呼びかけ」が4日間10か所、「ポスターの掲示」が45か所、「タウンミーティングの開催」の参加者が約80名など、とても「これまでにない規模・頻度」とは言えず、緊急事態に見合った取組ではなかったと考えるが認識を示せ。

- ・ ごみ緊急事態宣言の中で市民や事業者に協力を呼びかけた5つの行動について、受け止め方と協力状況はそれぞれの程度であったと考えるか認識を示せ。
- ・ また、同じくごみ緊急事態宣言の中で表明した市の3つの取組「周知・意識啓発」「3Rの推進」「事業系ごみ対策」についてはどのような取組となったのか、その取組内容と結果、評価を示せ。
- ・ 本市のごみ緊急事態宣言の最終的な集計結果については「集計期間においても、9月4.8%減、10月6.2%減、11月7.4%減と減少幅が徐々に増加したものの、3か月累計の結果は6.1%の削減となり、残念ながら目標であった12%以上の削減を達成するまでには至りませんでした」とあるが、削減目標が達成できなかった要因をどのように分析しているのか示せ。

② 家庭ごみ処理有料化に向けた基本的な考え方

- ・ 考え方では、「ごみの分別と減量を全ての市民の皆様の取組としていただく制度として、全国約6割の自治体が導入し、ごみ削減効果が確認されている家庭ごみ処理有料化を、令和8年4月から本市へ導入することが必要と判断」とあるが、家庭ごみ処理有料化が必ずしも「ごみの分別と減量を全ての市民の皆様の取組としていただく制度」となるとは限らず、ましてや有料化だけで大幅な減量が実現するとは言えないと考えるが、認識を示せ。
- ・ 有料化の導入を令和8年4月からとし、排出量を82.1トンとする理由は、新ごみ焼却施設（以下「新施設」という。）の稼働時期と新施設の排出割当量からであるとしているが、現在のごみ焼却施設の老朽化と更新の必要性が明らかになったのはいつからで、新施設の本市排出量割当が明らかになったのはいつか、その時期を示せ。
- ・ 結果的にごみ緊急事態宣言が発せられたのが令和6年5月20日となったが、時期が遅すぎたという認識はないのか示せ。また、たった半年の取組で昨年比12%の削減目標を提示し、それが達成できなければ有料化を導入せざるを得

ないという考え方を市民に示したが、この目標自体が生半可な取組では達成が極めて困難な目標であるとは考えていなかったのか認識を示せ。

- ・ 考え方の中で、有料化の導入目的と期待する効果として「公平性の確保」が挙げられているが、有料化の導入で公平性が確保されるのか疑問である。誰でも生きていれば一定のごみは排出するものであるのに、少しでもごみを排出すれば料金が発生するような有料化の仕組みで公平性が確保されることはないと考えるが認識を示せ。
- ・ 有料化に伴って、路上や側溝等へのゴミ捨てなどの不法投棄が増えるのではないかと、コンビニへのゴミ出しが増えるのではないかと、また無料である周辺自治体へのごみの持ち出し投棄が増えるのではないかと意見もあるが、それらに対する認識を示せ。

③ ごみ総量を減量化する 3 R の抜本的強化

- ・ ごみ緊急事態宣言では燃やせるごみだけが対象となったが、本来はごみの総量を減らすことが肝心だと考える。そういう点でリユース、リデュース、リサイクルのいわゆる 3 R を強力に推し進めることが重要だと考えるが、本市での 3 R の推進体制の現状はまだまだ十分とは言えない状況と考えるが、現状認識と今後の推進の方向性を示せ。
- ・ 特にリサイクルについては、廃棄物の削減だけでなく、環境保護、資源節約、エネルギーの節約、そして経済的な利点も多いと考える。本市のリサイクル率の推移と現在の資源ごみの収集、リサイクル工程の概要と課題認識を示せ。
- ・ ごみの基本的な排出の仕方、資源ごみの分別の仕方、燃やせないごみの出し方、拡大生産者責任に基づく使用済み製品の出し方など、子どもから高齢者まで、市民誰でもが分かるようにすることが特別に重要であると考え。このことに対する現状認識と今後の方向性を示せ。
- ・ ごみ緊急事態宣言では家庭ごみだけが強調されているが、一般廃棄物の 4 割近いと言われている事業系ごみを減らすことも重要と考える。事業系ごみの総量と燃やせるごみの、この 10 年間の推移と今後の減量化方針を示せ。
- ・ 拡大生産者責任のみならず、商品製造、販売の中でごみの総量減量化に向けて果たすべき企業責任は大きいと考えるが、ゼロカーボンシティ会津若松宣言で 2050 年までのできるだけ早い時期に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す

している本市として、市内で製造・営業する各企業に対して「商品包装の簡略化」や「食品残渣対策の強化」等の協力を今以上に強く要請してはどうかと考えるが認識を示せ。

④ 今後の対応と方向性

- ・ 令和6年11月に市民と事業所に対して行ったアンケートの内容と結果の概要、特徴について示せ。
- ・ ごみ緊急事態宣言終了後、令和6年12月及び令和7年1月の燃やせるごみの減量状況と、令和8年3月までにどこまで減量するのか、その目標と取組について示せ。
- ・ 考え方では「燃やせるごみがこのまま減らない場合、新ごみ焼却施設での処理が追いつかず、生ごみを含む燃やせるごみが回収できなくなること、生活環境や事業活動に著しい影響が生じる」とあるが、そのような事態となった場合の本市の対応について具体的に示せ。
- ・ ごみ総量の削減、とりわけ緊急となっている燃やせるごみを一日当たり82.1トン以下に減量するためには、何よりも一人ひとりの市民と全ての事業者の協力・協働が不可欠であり、ごみ減量化の重要性・必要性について市民の意識改革を大きく進めることが欠かせないと思うが認識を示せ。
- ・ ごみ緊急事態宣言で不十分だった市民との協力・協働を実現するために、「令和8年4月から有料化するのだからごみを減らしましょう」ではなく、改めて今から「あと1年かけて16%の減量が実現できれば有料化は必要ない」と掲げて、市長を先頭に、全職員が一丸となって、文字どおり全庁を挙げてごみ減量化の大きな取組をしてはどうかと考えるが認識を示せ。

7 議員 平 田 久 美（一問一答）

(1) 女性が活躍しやすいまちづくりについて

① 女性活躍推進法への取組

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、本市は令和6年度を最終年度として行動計画を策定し取り組んできた。令和7年度からは、新しい行動計画に取り組むことになると思うが、本市がこれまで特定事業主として取り組んできた内容を示せ。
- ・ 市は率先垂範して女性を管理職に登用し、その能力を十

二分に発揮させて市民サービスの向上に努めなければならないと考える。令和6年度における女性管理職の状況と目標の達成度合いを示し、このことに対する評価も示せ。

- ・ 女性活躍推進法については、市内の事業所や市民の理解が進んでいないものとする。市は女性活躍推進法に規定する市町村推進計画を第6次会津若松市男女共同参画推進プランの中で定めているが、同法を浸透させていく責任があり、市全体へ広めていく新たなアクションプランの推進が必要と考えるが見解を示せ。

② 女性があらゆる分野に参画できる社会づくり

- ・ 第6次会津若松市男女共同参画推進プランでは、少子高齢化が進み、ライフスタイルや価値観が多様化している中、将来にわたって活力ある地域社会や経済を維持していくためには、政治や行政、企業、地域で活躍する団体等において、幅広い視点や新たな発想を取り入れていくこと、また、さまざまな人材の能力を生かしていくことが極めて重要としているが、社会における女性参画について市のこれまでの取組を示せ。
- ・ 女性から寄せられる意見は、さまざまな場所で積み上げられた経験と感性により、新たな視点や価値観、創意工夫がもたらされることから重要であり、市政の意思決定の過程に大きく役立つものとする。地域で活躍するさまざまな分野の方が集まり、意見交換をすることで、より女性の意見を生かしたまちづくりの実現が期待できると考える。市では令和6年4月1日現在、33の附属機関が設置され、女性委員の割合は全体平均で29.8%となっている。女性の割合が最も高い所で60%、低い所では0%となっており、附属機関によってバラつきがある。審議会の内容によっては、専門的知見を有する方が優先されることも理解しているが、更に女性の意見、視点を反映させたほうが有意性は高いと考える。各審議会等での女性委員の割合を最低でも30%以上となるようルール化すべきと考えるが見解を示せ。また、第6次会津若松市男女共同参画推進プランの中の事業例に記載している「女性委員拡大に向けた関係機関への働きかけ」の取組状況を示せ。
- ・ 女性人材リストの目的は「性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮することができるまち」の実現に向けて、まちづくりに関する施策や方針決定の過程、その

他あらゆる分野へ参画することとしている。令和6年9月定例会議の同僚議員の一般質問では、女性人材リストの登録人数や属性、活用の場面、登録者の活躍、今後の更新及び活用、登録者を増やす取組などについて、答弁があった。しかしながら、登録を希望しても登録票を記載するのに時間がかかることや、登録票の内容で、「これまでの活動経歴等どのようなことを書いたら良いのかイメージが湧かない、ハードルが高くて一歩踏み出せない」という意見を市民からいただいております、改善する必要があるものとする。今後さらに多様な分野での登録者を増やしていかなければならないことから、女性人材リスト登録票の内容の見直しが必要とするが、市の見解を示す。

- ・ 近年、女性の社会進出が進む一方で依然として雇用の環境やキャリア形成における課題が多く存在している。その中で、起業は女性が自らのスキルやライフスタイルに合わせて働く選択肢として注目されている。しかし、女性が起業する際には、資金調達の難しさ、ビジネスネットワークの不足、育児や家庭の両立とさまざまなハードルがある。このため、女性が安心して起業できる環境を整えることは、女性の経済的自立を促し、社会全体の多様性や活力を高める上で非常に重要だと考える。本市では、女性の活躍の場の一つである「起業」に焦点をあて社会やビジネスの場でのリーダーシップ・ネットワークづくりに向けたセミナー等を開催し、経済の分野での学びをとおして、エンパワーメントの強化を図る取組を掲げている。本市でのこれまでの取組状況を示し、また今後の取組について示す。

③ 子育てしながら働きやすい環境

- ・ 近年女性の社会進出が進む一方で、結婚、出産、育児などを理由に一度離職・休職した女性が再び仕事に就く際に、一定期間のブランクが生じることは避けられない。その間、育児に専念することで業務に必要なスキルや知識が低下したり、仕事の進め方やビジネス感覚が鈍ってしまったりする可能性がある。そのため、復帰後に以前のように働けるのか、職場に適応できるのかと不安を抱く方も少なくない。本市において、職場復帰を希望する女性が自信を持って働けるよう、就業に役立つ資格を取得する際の一部補助や研修制度の充実などの具体的な支援についてこれまでの取組を示す。

- ・ 就労する際の不安や、仕事と育児や家事の両立に関する悩み、さらには子どもの預け先に関する相談など、多岐にわたる課題をサポートできる相談体制の整備が必要だと考える。こうした仕組みを充実させることで、安心して働き始めることができ、継続的な就労にもつながると期待されることから、相談窓口の設置等サポート体制が必要と考える。市のサポートについてこれまでの取組を示せ。
- ・ また、キャリアアップを目指す上で、親が学びに集中して取り組めるよう、安心して子どもを預けられる施設や居場所が必要だと考える。そのため一時預かりや託児等の機能を拡充すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 女性が子育てをしながら働く場合、小さな子どもは急に体調を崩しやすいため、保育施設や学校などからの呼び出しや、どうしても休まなければならないことがよくある。しかし、職場の理解が不十分だと、周囲に迷惑をかけてしまうのではないかと精神的な負担を感じたり、場合によってはキャリアを諦めざるを得ない状況に追い込まれることもあると考える。こうした課題を解決するには、企業の理解を深め、柔軟な働き方に対応できる環境を整えることが不可欠であり、子育てと仕事の両立がしやすくなれば結果として出生率の向上にもつながると考えられる。上記を実現するためには、企業側にも積極的に協力を促す仕組みが必要であり、例えば子育てと仕事の両立を支援する企業に対し、入札やプロポーザルで加点を付与する制度を設けたり、市の融資制度で金利優遇が受けられたり、女性活躍モデル事業所として表彰したりするなど、企業側にとってもメリットのある仕組み作りをすることが必要だと考えるが見解を示せ。

8 議 員 渡 部 認（一問一答）

(1) 市の観光振興策の現状と課題について

① 令和6年の観光客入込実績と事業成果

- ・ 令和6年の観光客入込数と東山温泉及び芦ノ牧温泉並びに市内宿泊施設の宿泊者数の実績をどのように把握し評価しているのか示せ。
- ・ 令和6年のインバウンドの実績について、外国人観光客の国別の入込数、宿泊客数、その傾向を具体的に示せ。
- ・ 令和6年度の観光費で予算化された主な事業の成果と課

題をどのように検証しているのか見解を示せ。

- ・ この冬の大雪や交通障害による観光客の入込数及び宿泊者数への影響をどう捉え、市内観光消費額の減少分をどのように試算しているのか見解を示せ。

② ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「D C」という。）の取組

- ・ D Cのプレキャンペーンが4月から始まる。D Cの取組状況と県との連携方針を具体的に示せ。
- ・ 令和8年度のD C本番に向けて予算確保の検討を早期に始めるべきと考えるが見解を示せ。また、現時点において予定されている主な事業内容と予算規模についての考え方を示せ。
- ・ アフターD Cまでの3年間は、事業の継続性と会津ならではの物語性が必要と考えるが、企画商品や周遊観光の取組をどのように展開するのか見解を示せ。

③ 第3次会津若松市観光振興計画

- ・ 平成29年3月に策定した第3次会津若松市観光振興計画について、令和5年3月に中間見直し（以下「見直し計画」という。）を策定している。見直し計画の主な内容と取組状況を具体的に示せ。
- ・ 計画期間の最終年の令和8年に向けた計画の推進体制では、DMOと連携したデータの収集・分析、定期的な会津DMO会議の開催、市民総ガイド運動実行委員会の開催、観光団体連絡調整会議の開催、行政評価による進行管理が挙げられているが、それぞれ具体的な観光振興に対する成果と課題を示せ。
- ・ 数値目標として設定した(1)観光客入込数、(2)外国人観光客入込数、(3)教育旅行来訪校数、(4)観光消費額の現状を目標値との比較で示し、目標を達成するために必要と思われる取組を具体的に示せ。

④ 令和7年度以降の観光振興策

- ・ 史跡若松城跡内施設長寿命化計画の取組に必要な財源となる若松城天守閣入場料の改定額と値上げの時期について、現在までどのような協議がなされているのか具体的に示せ。
- ・ 教育旅行の誘致活動の内容と拡張現実（A R）の活用に向けた取組及び今後の予定を示せ。
- ・ 大阪・関西万博の来場者に向けた、本市への誘客活動について、市の考え方とその可能性について見解を示せ。

- ・ J R 東日本、会津鉄道、野岩鉄道、東武鉄道との連携強化策は今後どのように推進されていくべきと考えているのか。市の取組状況と必要な施策について見解を示せ。
 - ・ 一般社団法人東北観光推進機構が推進しているアドベンチャートラベルに対する認識と本市の可能性について見解を示せ。
- ⑤ 観光商工部が所管する各団体とその事務局体制
- ・ 観光課が所管し事務局を担う12団体については、協議会が7団体、実行委員会が4団体のほか、会津若松フィルムコミッションがあるが、これらの団体の事務局体制と主な活動成果を示せ。
 - ・ 商工課が所管する7団体は協議会が2団体、実行委員会が4団体、そのほか市少年少女発明クラブがあるが、これまでの主な活動内容と成果を具体的に示せ。
 - ・ 企業立地課が所管する1団体は会津産業ネットワークフォーラムだが、事務局を担うことになった経緯と取組成果を時系列で示せ。
 - ・ 市では組織再編が進んでいるが、観光商工部が事務局を担う各団体の統廃合や再編後の部会設置など、今後、事務局体制のスリム化が必要と考えるが見解を示せ。
- (2) 市の行政課題と市民が求める重要施策について
- ① 新庁舎完成後の新たな市民サービス向上策
- ・ 新庁舎で導入予定のA I 職員の必要性和その接客範囲、今後の可能性について見解を示せ。
 - ・ 来庁者の安全確保や新庁舎の機能充実について、市民アンケートや意見の募集を実施すべきと考えるが、市の見解を示せ。
 - ・ 来庁者駐車場と新庁舎までの動線についての雪対策はどのように計画されているのか。その内容を具体的に示せ。
- ② つながりづくりポイント事業（以下「つなポン」という。）と会津コインの現状と今後
- ・ 令和6年度のつなポンの実績見込と評価について市の認識を示し、利用者からの声をどのように反映すべきと考えているのか見解を示せ。
 - ・ デジタル地域通貨「会津コイン」の現状と今後の可能性をどのように捉えているのか示せ。その上で観光客による利用や周辺自治体との共同利用なども検討すべきと考えるが、見解を示せ。

③ 市公設地方卸売市場の現状と今後の課題

- ・ 開設50周年を迎える市公設地方卸売市場の今後について、市は開設者として将来を見据えた施設の長寿命化や更新時期をどのように考えているのか見解を示せ。
- ・ ピーク時から見た取引高の推移を示し、取引額減少の要因はどこにあると考えているのか示せ。また、今後、回復させる手立てはどのようなものがあるのか。必要な施策と中・長期的な予算の考え方を示せ。
- ・ 令和7年の秋に開催が予定されている「市場まつり」の概要と市民目線の公設市場の在り方について市の認識を示せ。

④ 上下水道耐震化の必要性と現状認識

- ・ 上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果についての認識と本市の現状把握はどのように行われているのか見解を示せ。
- ・ 上下水道事業における本市の導水管など急所施設や重要施設に接続する管路等の耐震化率に対する認識を含めて今後の取組予定を具体的に示せ。
- ・ 簡易水道事業で避難所などを重要施設として定めていない理由について市の見解を示せ。
- ・ 耐用年数が一般的に50年とされる下水道管だが、本市の総延長距離と老朽化に該当する延長距離を示せ。
- ・ 老朽化に伴う下水道管の更新状況を示し、あわせて定期検査の実施状況とその結果、今後の課題を具体的に示せ。

9 議員 大 島 智 子（一問一答）

(1) 会津若松市こども計画（案）について

① こども・若者・子育てを取り巻く状況

- ・ 令和6年11月25日開催の文教厚生委員会協議会において会津若松市こども計画（案）が示された。その背景には令和4年6月に成立したこども基本法がある。こども基本法は全ての子どもの権利を保障し健やかな成長を支援する法律であり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、令和5年4月に施行された。さらに国は令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するためこども大綱を閣議決定した。本市においても市第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に計画期間の終了を迎えるに当た

り、令和7年度から令和11年度を計画期間とする市こども計画の策定が進められている。計画（案）の第2章、こども・若者、子育てを取り巻く状況には、人口・世帯数の推移が記載されており、市の人口は毎年減少する一方で、世帯数は増加している。世帯の状況を詳しく見ると、夫婦のみ世帯や単身世帯は増加傾向となっている。また、母子世帯及び父子世帯も増加しており、令和2年の母子世帯の数は令和2年で4,417世帯であり、父子世帯の数は675世帯となっている。母子世帯の増加と比例するかのように、働く女性の労働力率も伸びており、会津若松市における女性の労働力率は国、県より高くなっている。核家族が増えている中で、子育てをしながら仕事をするには多くの困難が伴う。保育施設やこどもクラブの送迎時間と勤務時間の調整が難しいこと、子どもの急な体調不良時に仕事を休まざるを得ないこと、残業や急な勤務変更に対応しづらいことなどがあげられる。また、ひとり親世帯や、非正規雇用の方の悩みとしては経済的な不安がある。収入が不安定で生活が厳しい現状がある。児童扶養手当や各種の経済的な支援があっても十分でない場合がある。子どもの成長に伴い、食費の増加、さらに携帯電話代や部活の費用など経済的な負担も大きくなる。こども計画は、従来の「こども・子育て支援事業計画」に「こども・若者計画」に関する視点が新たに加わる。若者は、思春期として中学生からおおむね18歳、青年期としておおむね18歳からおおむね30歳未満、ポスト青年期として青年期から39歳までを対象としている。市こども計画が策定されることにより、こども・若者とその親が、安心して暮らせる取組が推進されることが期待される。子育て支援の中でも、こどもクラブの充実が求められており、待機児童の解消が重要である。令和7年4月に新しく中央こどもクラブが新設されるが、今年度は90人を超える待機児童が出ている中で令和7年度は待機児童の解消となるのか、こどもクラブの応募状況と待機児童の数を示せ。

- ・ 令和8年度から本格的に実施が予定されている「こども誰でも通園制度」において、利用を希望する未就学児の受入れについて問題なく実施されるのか示せ。また利用料金について生活保護受給者や住民税非課税世帯に対しては利用料金を無料にしたり、利用時間について1か月当たり10

時間とせず、1週間当たり1日や2日間を利用可能とするなど、子育て世帯が求める形に近づけることも重要である。こども誰でも通園制度について、子育て世帯が求める制度設計が検討されているのか見解を示せ。

- ・ こども計画策定に係るニーズ調査の結果で、令和5年度の育児休業の取得状況は、母親が育児休業を取得していないと回答した割合が8.3%であったのに対し、父親が育児休業を取得していないと回答した割合は86.8%だった。父親が育児休業を取得していない理由としては「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くあった。育児に関して女性の負担が大きいと考える。市長は令和2年に男性育休100%宣言を行い、男性職員が育児休業を100%取得できる市役所を目指すとしている。会津若松市役所職員の男性の育児休業の状況を示せ。
- ・ 市こども計画（案）において、こども・若者人口の推移として、国勢調査による令和2年の本市の18歳から39歳までの人数は23,403人と記載している。また、若年無業者数と人口に占める割合の推移として、15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない人は令和2年で396人であった。こども計画では若者支援が加わるが、支援を望む人が気軽に相談できる体制が必要である。若年無業者への支援について、現在の相談体制と相談件数を示せ。また、支援の取組状況を示せ。
- ・ 中高生調査では、平日の放課後にあったらいいなと思う場所について「静かに落ち着いて過ごせる場所」と回答した割合は56.7%と多かった。中学生や高校生の公民館の利用も増加していると聞いている。他にも民間で居場所を提供している事例もあり、それらの情報を集めて、中学生や高校生に広く伝えることが大事だと考える。こども計画の策定と併せて、本市のホームページ内のこども・若者に向けてのページを見やすいデザインにし、様々な役立つ情報が分散されることなくまとめ、届けたい情報がしっかり届けられるように改善すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 市では、こども計画（案）のパブリックコメントを令和6年11月27日から12月26日までの期間で実施した。意見の件数と、どのような意見が寄せられたのかを示せ。また、意見に対してどのような対応を考えているのか示せ。

(2) HPVワクチンについて

- ① H P V ワクチンのキャッチアップ接種の期間延長の周知
- ・ ヒトパピローマウイルス（以下「H P V」という。）ワクチンのキャッチアップ接種の期間が令和 6 年度末までとなっていたために、令和 6 年 9 月に 1 回目のワクチンを接種する人が大幅に増加した。それにより H P V ワクチンの出荷が限定され 9 月までに 1 回目のワクチン接種ができなかった人が発生したため、H P V ワクチンキャッチアップ接種の期間延長が決まった。また、令和 7 年 3 月 31 日までに 1 回目のワクチンを接種すると 2 回目及び 3 回目は令和 7 年 4 月以降も公費により H P V ワクチンを受けられることとなったところである。一人でも多くの接種対象者が H P V ワクチンを接種できるように更なる周知が必要であるとする。個別通知は毎回丁寧になされているが、H P V ワクチンのキャッチアップ接種について、周知状況とワクチン接種状況を示せ。

10 議 員 吉 田 恵 三（一問一答）

(1) 豪雪雪害への財政支援について

- ① 豪雪からの復興とその財源
- ・ 今般の豪雪による様々な被害を受け、令和 7 年 2 月 7 日、県は本市を含む会津 16 市町村と、2 月 8 日には会津 17 市町村に対し災害救助法を適用し支援することを表明した。また、会津地方の 17 市町村で構成されている会津総合開発協議会では、2 月 8 日に県知事に対し緊急で要望書を提出し、国への激甚災害の指定をはじめ、市町村道の除排雪に係る財政支援、その他豪雪からの復興に向けた必要な財政支援を要望している。豪雪からの復興に向けた現在の取組や今後取り組む支援、事業内容を示せ。
 - ・ 豪雪からの復興に向けた様々な支援、事業の財源確保の見通しについての認識を示せ。
 - ・ 今般の豪雪により宿泊施設や飲食店等のキャンセルが相次ぎ、また、バス、タクシー等の公共交通機関の利用が低下するなど、中小企業経営に悪影響が及んでいるものと思われる。今般の豪雪からの復興支援へ取り組むに当たり、こうしたキャンセル等による被害、損害状況に応じた中小企業等に対する財政支援も想定されるのか認識を示せ。

(2) 会津塗の国重要無形文化財の指定に向けた取組について

- ① 会津塗の国重要無形文化財指定に向けた取組

- ・ 令和 7 年 2 月 4 日に開催された市議会予算決算委員会第 3 分科会と会津漆器協同組合（以下「組合」という。）における分野別意見交換会において、組合より、会津塗の技術保持団体である会津塗技術保存会が国の重要無形文化財の指定（以下「国指定」という。）に向けて取り組みたい旨の意向が示された。会津塗は、令和 6 年 3 月 29 日付で県重要無形文化財（工芸技術）に指定され、会津塗の技法の歴史的、文化的価値が高いこと、重点的に保護し、保存、継承すべきであるという評価を得ているところである。国指定された場合は、技術保持団体や地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部の助成を受けることができるかとされているが、国指定を受ける意義についての認識を示せ。
- ・ 国指定は、文化財保護法に基づき毎年 1 回、各分野の実態などを踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っており、申請制度や推薦制度は採っていないところである。当該意見交換会においては、組合より国指定に向けた事務局機能に関する意見も出されたが、国指定に向け今後市が組合や会津塗技術保存会に対し期待する活動や取組及び市が果たしていく役割や支援についての認識を示せ。

11 議 員 松 崎 新（一問一答）

(1) デジタル化と魅力ある地域づくりについて

① 第 3 期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略とスマートシティ関連事業

- ・ 国の地方創生の目的は、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することとしている。市の行政評価では、市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について令和 6 年 3 月に策定した第 3 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めたスマートシティ会津若松推進指針に基づき事業を推進するとともに、「地域幸福度（Well-being）指標」を活用しながら、事業効果検証を行っていくとしている。そこで、これまでの経過と結果を示せ。また、具体的成果があれば示せ。

- ・ 令和 7 年 1 月 31 日に開催された総務委員会協議会で、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型へ応募するとの説明があった。サービス名は、会津若松市データ連携基盤との共同利用促進で、ターゲットは福島県民、主に会津若松市民としている。また、事業概要は、利用者の理解促進のために市が提供するサービスを段階的に県のふくしまポータルへ移行させるとともに、将来的な I D 移行を目指した I D 連携のための改修を行うとしている。具体的にどのような事業なのか示せ。また、費用負担についてどのようにするのか示せ。
- ・ スマートシティ会津若松の主な分野・サービスについて、この間、予算決算委員会第 1 分科会での質疑を通し深めてきた経過にある。私は、スマートシティ会津若松の取組はよくやってきていると評価してきた。一方で、この取組について市民への説明が不足していると発言してきた経過にある。そのような中、令和 6 年度以降の取組は、市民サービスへの具体化が進み利用者目線からも進んできていると実感している。そこで特徴的な取組について質問する。決済・地域活性化分野では、令和 3 年度以降会津財布・会津コインを事業展開しているが、令和 6 年度の具体的な取組の経過と結果について示せ。また、利用者からどのような意見、要望が出され、その意見、要望をどのように事業に生かしているのか示せ。
- ・ ヘルスケア分野では、令和 3 年度以降事業化に向け取り組まれてきている経過にある。令和 3 年度から令和 6 年度までどのような事業に取り組んできたのか、その経過と結果を示せ。また、市民の利便性がどのように良くなったのか示せ。さらに、今後どのように進めていくのか示せ。
- ・ エネルギー分野では、会津若松市がゼロカーボンシティを宣言し国の脱炭素先行地域に選定されたが、どのような事業と連携して取り組んできたのか示せ。また、今後の取組内容を示せ。

② 会津若松市庁内 d X アクションプラン

- ・ 会津若松市庁内 d X アクションプランは、基本方針は、「庁内 d X の推進により目指す行政のすがた」とし、I C T を積極的に利活用した効果的かつ効率的な行政運営を実現することで、市民ニーズに寄り添った「デジタル化により便利な窓口サービス」を提供するとともに、職員負担を

軽減させ、より質の高い市民サービスを変革することを目指す、としている。これまでの経過と結果、そして今後の方向性を示せ。

- ・ 重点的な取組として、1. 「行かない窓口」 2. 「書かない窓口」 「迷わない窓口」 3. 「待たない窓口」 4. 「現金のいらない窓口」 5. 「庁内業務効率化」としている。それぞれ具体的事例を示し、市民サービスがどのように向上するのか示せ。

12 議 員 小 倉 孝太郎（一問一答）

(1) 行政改革について

① 行政機構の見直し

- ・ 令和6年11月18日開催の総務委員会で示された資料によると、令和7年5月の新庁舎供用開始に合わせて行政機構の見直しを行うとしているが、今回の見直しに向けて今まで行われてきた過去の見直しについてはどのように総括してきたのか認識を示せ。
- ・ 今回の見直しは、急務となっている重点施策を着実に進める体制を構築するためであるとしているが、本市にとっての急務となっている重点施策を示せ。
- ・ 今回の行政機構の見直しは、結果として市民サービス及び市民の福祉向上に直結するものでなければならないと考える。市民からのどのような意見を取り入れ、どのような経緯により見直しを行うことに至ったのか認識を示せ。
- ・ 行政機構を見直すことによって、市の職員にも多くの影響があると考えられる。大切なことは、職員のモチベーションの向上につながるかどうかであるが、どのような検討がなされてきたのかを示せ。
- ・ 行政機構の見直しに当たっては、社会経済状況の変化や新たな行政課題等に柔軟に対応するために簡素で大括りの組織体制を目指すとしている。行政資源が限られていることは理解できるが、北会津支所や河東支所はそれぞれの地域特性があることから、まちづくり推進課や住民福祉課を廃止して直下のグループを設置することに対して、市民サービスの低下につながっていないのか認識を示せ。
- ・ 本市は空き家が増加傾向にあり、適正管理が喫緊の課題になっており、建築の専門知識を生かして実効性の高い施策を実施していくことは一定の効果があると理解するが、

建築住宅課に空き家対策の業務を全て移管してしまうことで危機管理からの視点は薄れてしまうと考え。単純に移管するのではなく、空き家対策に特化した新たな専門部署を創設する考えはなかったのか見解を示すとともに、危機管理課で培ってきたノウハウをどのように生かしていくのか認識を示せ。

② 行政機構見直し後の各所属での取組

- ・ 大括りの組織体制を構築することで所属内の応援体制を組みやすいとの視点から、文化課とスポーツ推進課を統合するとしているが、文化とスポーツという異なる性質の部署を統合する必要性を示せ。また、1年を通じて特に秋季には文化とスポーツにおいてそれぞれの行事が重なる繁忙期となるが、どのように対応しようと考えているのか認識を示せ。
- ・ 将来的な労働力人口の減少及び社会のデジタル化が進展していることから、スマートシティ施策と行政デジタル化の取組を連動させて相乗効果を図ることは必要であると考え。一方で、市民からはスマートシティ施策が見えにくく分かりにくいとの意見が多く寄せられている。今回新たに情報戦略課を設置することで、ICTによるまちづくりがどのように深化し、市民の理解はどのように得られていくと考えるのか認識を示せ。
- ・ 本市の大きな課題である少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるために本市のブランドやイメージの向上及びシビックプライドの醸成は欠かせないものであるが、新たに設置されるシティプロモーション課が人口減少対策を一手に担う部署であるのかを示すとともに、どのような人口減少対策を行っていくのか具体的に示せ。
- ・ 本市では、まちの公共的課題を市民・議会・行政といったまちづくりの主体が一緒になって解決していくための基本ルールやよりどころとして自治基本条例を制定しており、今後、自主自立のまちづくりを目指して各地域で地域自治を更に推進していく必要がある。新たに設置される市民協働課では、どのようにして市民との協働を進め、地域自治を進めていこうとしているのか認識を示せ。
- ・ 本市で大きな課題となっているのがごみ減量化である。「ごみ緊急事態」を宣言してもごみの減量が目標値に達しなかった原因として、市民の全ての皆さまによる取組とす

ることができなかったことが挙げられる。今回、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組を行っていた環境生活課の環境グループと、廃棄物対策課を統合することによる環境共生課の設置によって、本市の環境負荷低減に向けてはどのように推進していこうと考えているのか認識を示せ。

(2) 教育行政について

① 単元テストの自動採点・一斉返却システム

- ・ 各教科単元ごとのテストの自動採点・一斉返却システムは、令和6年度に行仁小学校と城西小学校で試験的に導入されたが、教員の負担軽減や児童の効果的な復習につながるなどといった一定の効果が上がっていると聞き及んでいる。このシステムを実証利用している児童や教員からの反応及びその効果、課題について認識を示せ。
- ・ 令和7年度から市は、全ての市立小学校に自動採点システムを本格導入していきたいといった報道もあるが、全市的に導入することに対する検討の経緯を示せ。
- ・ 現在は小学4年生から6年生までの算数や理科が対象であるが、本格導入に当たっては対象学年や対象教科をどのように検討しているのか示せ。
- ・ 今回はキーボード付きタブレット端末を使ってオンラインによって一斉に送信されたテストを受けるC B T (C o m p u t e r B a s e d T e s t i n g) 形式での採用であるが、今まで行ってきた紙によるP B T (P a p e r B a s e d T e s t i n g) 形式との併用をどのように考えていくのかを示せ。また、不登校などの学校に登校することができない場合に自宅でも受けることができるC B T形式についてはどのように考えているのか見解を示せ。
- ・ 令和8年度からは市立中学校にもシステムの導入を検討しているということであるが、令和7年度における中学校での実証などを含めた現時点での今後のスケジュールの検討状況を示せ。

② スクール議会及び小学生と市長との懇談会

- ・ 中学生を対象とする会津若松市スクール議会は平成20年度から、小学生と市長との懇談会は平成21年からそれぞれ始まり、平成29年度からは毎年開催となっているが、までの取組をどのように捉えているのか総括を示せ。

- ・ 本市のスクール議会は、本市の義務教育学校・中学校生徒が本市の市政や議会の運営を学ぶ機会であり、まちづくりについて意見を提言することで、市政への参加を目的としている。また、小学生と市長との懇談会は、懇談会を通して地域に興味を持ち、まちづくりについて自ら考える機会であり、次世代を担う子どもたちの柔軟な発想を本市のまちづくりにつなげていくことを目的としている。これらの取組によって子どもたちへの主権者教育としての役割をどのように果たしていると考えているのか認識を示せ。
- ・ 会津若松市スクール議会では、開催校以外にも各中学校から代表者が出席し、質疑応答に積極的に参加するなど、全市的な広がりを感じられてきているが、開催校以外の中学校に対する効果についての認識を示せ。
- ・ 令和7年1月22日、福島県浪江町に東日本大震災時の東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、初めての24時間営業である牛丼店が開店した。この開店を後押ししたのが令和5年に開かれた浪江町の「子ども議会」における中学3年生の「国道沿いに仕事帰りの人も立ち寄れるような夜まで営業しているドライブスルー併設のチェーン店を建設してほしい」という要望であった。本市のスクール議会及び小学生と市長との懇談会でも中学生や小学生から様々な提案を受けているが、今までに実現に至ったものがあれば示せ。
- ・ 現在は学校順に年に1回だけ開催されていることから、参加する機会のない子どもたちも多いなどの課題もあり改善が必要であると考え。今後の本市のスクール議会及び小学生と市長との懇談会についての課題認識と方向性を示せ。

(3) 本市の景気経済対策について

① 物価高騰対策

- ・ 令和6年12月定例会議にて、私たちの日常生活において原材料費や燃料費、物流費の高騰の影響で食料品をはじめとする生活必需品の値上げが止まらず、特に、米の値段の高値が続いていることや、円安を背景にコストが上昇し、企業側が価格に転嫁することで物価高騰は続くと見られており、消費者の負担感の解消には時間がかかると考えられることなどから、今般の物価高騰対策において、低所得世帯及びその他の世帯に向けての物価高騰対策を質問した経

緯にある。その後、令和 7 年 1 月臨時会議にて、住民税非課税世帯には 3 万円と、子ども 1 人当たり 2 万円の加算が支給され、そして住民税非課税世帯支援として、光熱費

6,000 円が助成される運びとなった。また、令和 7 年 2 月定例会議に補正予算としてプレミアム商品券・会津コイン還元事業があげられたことは、全ての世帯が対象となることで、一定の効果が期待されるところである。しかし、今回の大雪でも全世帯に大きな影響が出ている。全国的には全世帯にお米券や灯油券の給付などといった現金以外の手法も見受けられるが、そのような手法は検討されたのかを示し、今後の物価高騰対策についてどのように検討しているのかを示せ。

- ② 中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金交付制度
 - ・ 融資に対する市の補助制度として、市中小企業未来資金保証融資制度による融資を利用している中小企業者に対して、県信用保証協会に納付した信用保証料を補助する制度があり、現在は特例措置として全額を補助している。令和元年度から今までの補助金の実績を示せ。
 - ・ この補助制度は、市中小企業未来資金保証融資制度の利用者の負担軽減を図る目的であると認識しているが、この補助を受けた中小企業者からはどのような声が上がっているのかを示せ。
 - ・ この制度は、そもそも市中小企業未来資金保証融資制度を利用していないと受けられない補助である。この融資制度は運転資金及び設備資金のためであり、令和 2 年 4 月 1 日から新型コロナウイルス対策のために融資限度額 2,000 万円、据置期間を 3 年以内に拡充した。また、令和 3 年 4 月 1 日からは運転資金の融資期間を 7 年以内から 10 年以内へと変更している。これらの変更により、より多くの中小企業者が利用しやすい制度となったが、まだまだ新型コロナウイルス感染拡大の影響が残っており、さらに物価高騰が続いていることや今回の大雪による甚大な影響などを考えると、更なる融資限度額や据置期間の拡充が必要であると考えが見解を示せ。

13 議員 内 海 基（一問一答）

(1) 鶴ヶ城のお濠について

① 水質浄化

- ・ 以前に比べれば、お濠の水質は改善されているものの、目に見える改善をしていくには更なる取組が必要と考えるが認識を示せ。
- ② 調整池としての活用
- ・ お濠を調整池としても活用していくべきと考えるが見解を示せ。
 - ・ 調整池として活用するためにも堆積物の除去が必要と考えるが認識を示せ。
 - ・ 調整池として活用する場合、どういったことが課題になると考えているのか見解を示せ。
- ③ 寄附金について
- ・ 市民の方から、鶴ヶ城のお濠の堆積物の掘削などに役立ててほしいと市に寄附があった。この寄附金の使い道についての検討状況を示せ。
 - ・ 会津鶴ヶ城を守る会からは意見交換の場を設けることを提案されているが、どういった方々とどういった手法で官民一体での対応策を探っていくのか見解を示せ。
 - ・ 新聞報道によれば、時間はかかるが前向きに考えていくとあったが、現時点での市の方針を示せ。
- (2) 物価高騰対策について
- ① 消費者支援
- ・ 長期にわたる物価高騰により市民生活にも大きな影響が生じているが、認識を示せ。
 - ・ 生活困窮者以外にも物価高騰支援が必要と考えるが認識を示せ。
 - ・ 市民税がぎりぎり非課税にはなっていない世帯においては特に厳しい状況にあると考えるが、認識を示せ。
- ② 事業者支援
- ・ 物価高騰の影響で苦しい経営を強いられている事業者も多くいると考えるが、どのように実態を捉えているのか認識を示せ。
 - ・ 令和5年に物価高騰等対策事業者支援金事業を実施したが、それ以降も更なる物価の高騰が続いている。この間、支援策について、どのように検討してきたのか認識を示せ。
- ③ プレミアム商品券・ポイント事業
- ・ プレミアム商品券・ポイント事業は消費喚起を図る上で有効な手段となっており、実績もあげている。消費者、事業者、双方への支援につながるプレミアム商品券・ポイン

ト事業をどのように評価してきたのか認識を示せ。

(3) 家庭ごみ処理の有料化について

① ごみ緊急事態宣言

- ・ ごみ緊急事態を宣言したことによって、ごみ減量化の意識が広がったと考えるが、ごみ処理基本計画を策定して以降、ごみ緊急事態宣言までと、宣言以降のごみ削減量の比較を示せ。
- ・ 目標には達しなかったものの、ごみの排出量が削減されたのは、市民の努力の成果だと考えるが、ごみ緊急事態宣言をどのように評価しているのか認識を示せ。
- ・ 半年間の期間設定について短かったのではないかと考えるが認識を示せ。
- ・ 今回の結果を踏まえ、ごみ処理の有料化については、一定程度理解するものの、今後の削減成果によっては減額や無料化の再検討も必要と考えるが見解を示せ。

② 有料ごみ袋

- ・ ごみ処理を有料化することによってどの程度の収入になると試算しているのか示せ。
- ・ 市内にごみ袋を作成できる業者は何社あるのか示せ。
- ・ ごみ袋を作成するのにどの程度の経費を見込んでいるのか示せ。また、小売店に販売してもらう際の手数料をどの程度見込んでいるのか示せ。
- ・ 協賛を募り、ごみ袋に協賛企業を印刷してはどうかと考えるが見解を示せ。
- ・ ごみ減量化標語コンクールを実施し、大賞作をごみ袋に印刷してはどうかと考えるが見解を示せ。

14 議員 大山 享子（一問一答）

(1) 防災・減災について

① 会津若松市地域防災計画における地区防災計画と防災サポーターの取組

- ・ 市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市防災会議が作成する計画で、本市の防災や災害時の対応、災害復旧等の業務などを具体的に定めた計画である。防災対策の核であり市民の生命・財産を守るための計画である。令和7年2月4日からの強い冬型の気圧配置の影響で、記録的な大雪となり市民生活に大きな影響が出た。市は、市地域防災計画第4章第4節雪害対策についてどのように取

り組まれてきたのか。発生時から時系列に示せ。

- ・ 復旧を早急に進めるため、災害救助法の対象となったり、国からの激甚災害指定を受けたりすることによって、期待される市民への効果は何か示せ。
- ・ 市地域防災計画は、平成26年度の計画改定から10年が経過し、市は、令和6年から令和7年の2か年をかけ、大幅な見直しのための住民ワークショップを行っているが、地域により防災の認識が違ふと考えられる。住民の防災への関心を深めるために、どのような視点で進められているのか、地域の特色も併せて示せ。
- ・ 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、地区防災計画制度があるが、地域住民が災害から自らの命を守るため自主防災組織を立ち上げ、防災活動だけではなくコミュニティーとして様々な活動を組み合わせる重要な役目があると考ええる。本市において自主防災組織を立ち上げ、地区計画を作成した地区はあるのか示せ。また、地区防災計画にどのような期待をしているのか示せ。
- ・ 地域において自主防災組織を設立するためには、防災サポーターの役割が大きい。市において防災サポーターの養成が必要であると考ええるが、どのように進められているのか示せ。
- ・ 地域の防災リーダーとしての活動が期待されるのが、防災士である。現在の市内在住の防災士の人数を示せ。また、今後どのような活動を行おうとしているのか、計画があれば示せ。
- ・ 福島県は県民の防災力向上のため、また、県内に4,000人以上いる防災士の活動の活性化を図るため、防災士登録制度「地域防災サポーター」の養成を行う方針を示した。さらに、防災士資格取得を支援することにより、今後3年間で1,000人の防災士を育成する事業を計画している。防災士の全県的なネットワークを構築し、各地の自主防災組織の支援や知識の普及啓発など防災士が活躍しやすい環境を整えるとしている。本市においても地区防災の担い手として防災士資格取得の支援を行うべきと考ええるが見解を示せ。
- ・ 日頃からの備えには、防災訓練が重要である。市は、毎年総合防災訓練を行っており、開催地や開催時期の判断が重要であると考ええるが、どのような基準で決められている

のか示せ。また、令和6年度に行われた総合防災訓練について開催時期と内容に問題はなかったのか示せ。

- ・ 地域による自主防災訓練では、住民が身近な場所で防災の体験ができる。心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の操作、避難所におけるの過ごし方、備蓄品の確認などいざというときのための備えの大切さを知ることができる。市では各地域で自主防災訓練を行う支援と周知をしていくべきと考えるが、見解を示せ。

② 災害対応力を強化する女性の役割

- ・ 令和2年に内閣府男女共同参画局が示した「災害対応力を強化する女性の視点 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、平時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤になるとして、女性は防災・復興の「主体的な担い手」であるなど、7つの基本方針から災害対応力は、女性の関わりが重要であるとしている。市は、女性参画の防災についてどのように取り組んでいるのか、具体的に示せ。
- ・ このガイドラインにより災害対応力の強化をしていくためには、男女共同参画の考えを、市の地域防災計画・避難所運営マニュアル等の作成に反映していくべきであると考えが見解を示せ。

③ 避難所環境の在り方

- ・ 避難所の在り方には女性の視点に立った運営管理が求められる。避難所備品は段ボールベッドやパーテーションなど十分に備えられていると評価するが、特に避難所におけるのトイレ環境は重要な問題である。市の避難所は学校施設や公民館が多いが、子どもや高齢者、障がい者の利用しやすいトイレ環境であると考えているのか示せ。また、トイレ環境の整備を必要とする所があれば示せ。
- ・ 令和6年能登半島地震による大規模な断水を踏まえた国の上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果では、災害時に拠点となる避難所や病院などの重要施設までの上下水道管が耐震化されている施設が約15%にとどまっていることが明らかになった。市において避難所までの上下水道管の耐震化の取組について、どのように進められているのか示せ。また、今後推進の計画はあるのか見解を示せ。

④ 災害弱者への取組

- ・ 福島県は、令和7年2月に地震や土砂災害による交通網

の寸断で孤立の恐れがある集落の調査結果を発表した。本市の調査対象58集落のうち、孤立の可能性のある集落は、11集落であった。令和6年2月定例会議の一般質問で、災害で孤立が想定される地域が150世帯あり、災害協定を結んでいる事業者と早急の対応をしていくとの答弁であった。今回の県の調査で新たに判明した地域があったのか示せ。また、孤立が予想される地域に対する対策を示せ。

- ・ 孤立集落が発生した場合、心配されるのが備蓄への取組である。高齢者の多い集落であることが予想され、情報や医療、食料の支援が必要になると考える。市はこのような事態になった場合どのように対応しようとしているのか見解を示せ。
- ・ 視覚障がい者や小さな文字が読めない高齢者等、配慮を要する人にとって、紙媒体のハザードマップなどは様々な災害情報が分かりにくく避難が遅れてしまう危険がある。ユニボイスと呼ばれる登録音声で災害情報とGPS機能により避難場所への誘導をしてくれるアプリを使い、迅速に避難ができる「耳で聴くハザードマップ」がある。安心して早めの避難をすることができることから、市は、このアプリを導入していくべきと考えるが見解を示せ。

(2) 選挙事務について

① 期日前投票の在り方

- ・ 期日前宣誓書が、別刷りで各家庭に配布されることは、期日前投票の投票率が上がるなど一定の効果が見られる。しかし、第50回衆議院議員総選挙においては、仕事や様々な用事で、告示日翌日から期日前投票をする方にとっては、手元にない状態であった。期日前投票を進めようとするのであれば、確実に届けられる投票所入場券に印刷をし、送付していくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 市内にある71箇所の当日投票所では、選挙事務従事者の不足や、選挙立会人の高齢化などにより、負担が大きい運営になると予想されることから、投票所の統廃合が必要になってくると考える。再編された場合、高齢者の移動手段が課題となることから、期日前移動投票所の整備が必要と考える。今後、投票所の統廃合はあるのか示せ。また、期日前移動投票所の導入に対する見解を示せ。

② 投票しやすい環境づくり

- ・ 高齢者や障がい者が、投票所で支援してほしい内容を係

員に示し、サポートを受け投票しやすい環境を図るための「投票支援カード」を導入すべきと考えるが、見解を示せ。

- ・ 視覚障がい者や高齢者が投票する際に投票用紙が見えにくい、見えなくて書きにくいという声がある。投票用紙の記入する部分がくりぬかれているファイル「投票用紙記入補助具」の導入で、投票のサポートをするべきであると考えが見解を示せ。

15 議 員 大 竹 俊 哉（一問一答）

(1) 安心安全のまちづくりと長期ビジョンについて

① 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を活かした災害に強いまちづくり

- ・ 東日本大震災では、津波で犠牲となった方が多くおられたが、避難経路が狭いために逃げ遅れた方もいた。本市の場合、昭和30年から50年代頃に行われた開発行為により公道と私道が入り混じった複雑で狭い道路が多く、また袋小路等も旧市街地を中心に相当数残っている。このような道路は、避難経路として不向きであり、また緊急車両が奥まで入って行けないなど、大規模火災などが発生した場合などには甚大な被害が予想されており、高齢者が多く住むエリアにこのような形状をした道路が特に見受けられることから、1日でも早い改良工事が求められている。市が指定している避難所や避難場所付近にある避難路の状況をしっかりと調査し、場合によっては地権者と話し合い、計画的に拡幅工事を施すなど避難路として相応しい整備をしていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 災害時には、安定した通信手段をいち早く確保して的確に情報発信を行い、必要な支援物資の確保や救援要請などをスピーディーに行わなければならないが、現実的には通信手段の途絶や混乱により情報が錯綜し、初動まで時間がかかってしまうことが多い。本市においても、東日本大震災発災時の当初はつながっていた携帯電話が、時間の経過と共に被害の大きさがマスコミを通して伝わり、それらへのリアクションとして東北地方や北関東太平洋側地域へ通信が集中して夕方以降はつながりづらくなってしまい、安否確認や本社からの指示を受け取るのが翌日になったというケースが多く見られ、個人・民間レベルでの災害対応が後手後手になったという経緯がある。本市は、国際

的な観光都市をうたったり、スマートシティを喧伝している割にはW i - F i 環境が脆弱であると指摘されているが、最近では、仕事上なんとかしてほしいとスマートシティ関係者からも言われている。災害時における民間企業及び市民の通信手段確保の備えに対する認識を示し、また、フリーW i - F i を中心としたW i - F i 環境の整備を促進し、災害時でも通信・情報に強いまちづくりを行っていくべきと考えるが見解を示せ。

- ・ 東日本大震災時において本市で大きな問題となったのは、ガソリン、重油、灯油といった燃料の確保が非常に困難であったことである。燃料供給の優先順位の考え方を市民に周知し、また関連業種と連携して市民に平等かつ公平に各種燃料が行き渡る仕組みを作り、それらをマニュアル化していく必要があると考えるが、有事における市としての燃料確保策を示し、市民へ公平に燃料が行き渡る仕組み作りに対する見解を示せ。
- ・ 能登半島地震では、災害復旧ボランティアの受入れが大きな課題であることが浮き彫りになったが、本市でも東日本大震災時にはボランティアのマネジメントができず、原発避難者の受け入れというレアケースであったとはいえ、必要な所に過不足なく人手が行き届くようになったのは相応の時間が経ってからであった。災害ボランティアセンターは社会福祉協議会が運営することになっているが、地元消防団や地域ボランティア組織との連携といったマネジメント体制や、外部からの災害復旧ボランティアの受入体制などに対する認識を示せ。
- ・ 本市直近の災害は、令和7年2月の大雪害であるが、災害救助法が適用される未曾有の災害となった。市民からは除雪、排雪を求める声はもとより、道路冠水や水路氾濫、緊急車両搬送路の安全確保、雪に関連する傷害事故の救急搬送の声等が多く寄せられたと承知している。このような有事には、自治体間の災害応援協定を結んでいる自治体へ救援を要請すべきだったと考えるし、また幹線道路や緊急車両搬送路の除排雪について等は国や県との連携を綿密に行って事態に対応すべきだったと考える。これまで明らかになっている被害状況を、雪害事故に関係する救急搬送状況と併せて示すとともに、国、県との連携について示せ。また、会津若松市除雪実施計画書を見直して大雪害時の特

別規定を設け、このような事態に対応できる要綱をまとめるべきと考えるが見解を示せ。

② 物流ネットワークシティ構想とバックアップシティ構想

- ・ 平成23年6月定例会の壇上において私が行った「物流ネットワークシティ構想に基づくまちづくりを行うべきである」という質問に対し、答弁では、「今回の大震災の際には、流通網が寸断され、物資供給等に大きな混乱が生じた経過にあります。今後、国、県における復興対策の取組において、本地域が全国的な物流構想の重要な拠点として位置づけられるよう強く要請してまいりたいと考えております。」という回答であった。その後の取組と今後の考え方について示せ。
- ・ 同定例会において、「災害に強いという地政学的特性を活用し、備蓄基地や研究機関、データセンター等を誘致し、災害バックアップシティとして都市機能を再構築し、有事において国家に貢献しつつ雇用の創出や地方創生につなげていくといった長期ビジョンを持ったまちづくりを行うべきである」という質問に対し、答弁では、「研究機関やデータセンター等の誘致については、本市は震災前から地震災害等が少ない地域とされておりましたが、今般の震災においても、被害は僅少であり、改めて災害に対して強いことが立証されたところであります。また、リスク分散のためのバックアップ機能として必要な要素である自然災害の少なさに加え、磐越自動車道等の交通アクセスの良さ、学術研究機能としての会津大学の存在などは、本市の特性であり、優位性でもあります。これらは企業誘致における有力な条件であり、このような本市の特性を踏まえて、国や企業等の研究機関やデータセンターなど、災害時にリスク分散としてのバックアップが必要となる機能の誘致について、今後とも積極的に働きかけてまいります。」とあった。また、国の備蓄拠点として名乗りを上げることについては、「生活物資等の備蓄については、災害時におけるリスク分散の視点から考えますと、大変有効であることから、今後国、県における復興対策の取組において位置づけられるよう要請してまいりたいと考えております。」との答弁であった。その後の取組と今後の考え方について示せ。
- ・ 残念ながらスーパーシティの認定には至らなかった本市であるが、市として大きな成長ビジョンを掲げ、そのビジ

ョンに向いながらまちづくりや成長戦略に取り組んでいくという視点は地方創生の理念に叶っており、またそういう取組をしていかなければ地方都市は自然消滅してしまうものであると考える。このことから、市長がスマートシティの実現やスーパーシティの指定に対し意欲的に取り組み、一定程度以上の成果を上げてこられたことを高く評価し、深く敬意を表するところである。今後においても市の長期ビジョンは必要と考えるが、本市を中心とする会津地方の、災害に強く、水資源や森林資源が豊富で、太平洋と日本海の間地点に立地しているといった地域特性を活かし、国が設置しようとしている防災庁の誘致にいち早く名乗りを上げるべきである。また、（仮称）真・バックアップシティ構想を打ち立て、市の成長戦略に位置付け、今後のまちづくりの支柱にしていくべきと考えるが、それぞれに対する見解を示せ。

(2) 若者が活躍する社会を市民協働で創生し、人口減少対策に取り組むことについて

① 総合計画に基づく若者が活躍する社会の実現

- ・ 若者を応援しようとする自治体は、条例や規則において若者の定義を明文化しており、具体的な支援やニーズに即応する行政施策に取り組んでいる。ターゲットを明確にし目標をKPI管理するためにも定義付けは必要と考えるが、本市における若者の定義を示せ。
- ・ 人口減少社会において若年層の定着は地域の必須事項である。策定される市総合計画においては、若年層の未来を見据えた政策を大きな柱とし、中核に位置づけるべきと考えるが見解を示せ。また、工場誘致や子育て支援のような施策を深めていく前に人口増加策の柱となるべき政策が必要と考える。人口増加策について、市長の政治姿勢の柱を示せ。
- ・ 人口減少は地域の力が衰えていくことに直結することから、若者が定住してくれるような仕組みを条例として定め、推進していく必要があると考える。全国的には、若者定住促進条例、若者定住促進住宅条例、若者中心の会議条例、若者が利活用しやすい金融制度の推進条例といった、若者を対象にした条例を制定している自治体が 255 自治体もあり、若者の定住に本気で取り組んでいる。本市の様々な条例を整理し、市民にとって分かりやすく活用しやすい若者

のための条例を制定し、会津若松市という文字面は、「若」が真ん中の位置にあるが、文字通り「若が真ん中会津若松市」にしていくべきと考えるが見解を示せ。

② 若者の定住促進と労働福祉

- ・ 一般的に若年層の所得は低く、賃金格差を憂い都会へ人口が流出する場合が多い。市営住宅を、ある一定の条件下の若者に限りシェアリングを認める等の柔軟な制度にして貸し出し、若者を呼び込んで定住化を図るべきと考える。市営住宅を若者定住のキラーコンテンツ（魅力的な情報）として運用するため、若者にとって使い勝手が良い流行りの居住スペースにリフォームすること、30歳以下の若者世帯が入居しようとする場合は期限付きで特例として家賃を低廉にすること、30歳以下の外部からの移住者の場合は特例として单身でも借りられるようにすること、30歳以下の若者にはシェアハウスとして借りられるようにすること、新工業団地に就労する若者を優先的に入居できるようにするなど工場誘致に付加価値を付けること、などこれまでにない手法を試みるべきと考える。それぞれへの見解を示せ。
- ・ 会津に定住している若者に話を聞くと、残っている理由としては「友達や仲間がいるから離れたくない」や、「何となく就いた今の仕事だけれど、やってみたら以外に楽しく、先輩とかが優しくしてくれて何か今更辞められない」といった答えが多かった。やはり若者の定住促進には、仲間づくりや生きがいくくりといったものが効果があり、コミュニティスキルの向上や仕事以外の活躍の場を提供するなどの役割を担ってきた勤労青少年ホームの功績は大きいと考える。市総合計画の策定にあたっては、勤労青少年ホームの役割の拡大や施設の充実を明記し、若者政策の中心的存在に位置付けるべきだが、そのためには、現在活動されている登録者や、OB・OGの意見を聴取する必要があると考えるが見解を示せ。

(3) 市民みんなで考えなければ、ごみ問題は解決しないことについて

① 生活系ごみと事業系ごみ

- ・ 市民の中には、「本来有料で処分すべき事業系ごみを生活系ごみと一緒に回収してしまっているからお金が足りなくなり、その穴埋めで有償化するのではないか」という疑問を抱いている方も多い。そういった声が少しでもあるう

ちは、公平性、公正性の観点から有償化に踏み込むべきではないと考える。生活系ごみと事業系ごみの混在の問題については、過去何度も議会でも取り上げられているところであるが、エビデンスが取れないとして流してきてしまった悔いが残る。しかしながら、やはり市民の疑問に真摯に応えて納得していただいてからでなければ家庭ごみ処理の有料化をしてはならないのが民主主義の基本ルールであることから、市内収集業者に対し事業系ごみ回収の契約データをご提供いただき、市の保有する商工業者の登録データと突合を行い、照らし合わせてみれば自ずと状況が把握できて市民への説明責任が果たせるものとする。廃棄物収集業者のうち、数社は公益性が高いものとして法と契約上の範囲内でのデータ提供についてやぶさかではないと思われるが、有料化の議論を進めるその前に事業系ごみの状況を収集業者の協力を仰ぎながら悉皆調査を行い、市民にご納得いただき、丁寧に丁寧に重ねながら有料化を進めるべきと考えるが見解を示せ。

② 生活系ごみ袋の有料化に対する市民の反応と有料化プロセス

- ・ 令和 7 年 1 月 11 日に開催された家庭ごみ処理有料化に関するタウンミーティングの評価と主な市民意見に対する認識を示せ。
- ・ 令和 6 年 12 月 21 日から令和 7 年 1 月 20 日までに行った、家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方に対するパブリックコメントの結果と主な市民意見に対する認識を示せ。
- ・ 家庭ごみ処理の有料化について、市民はどう受け止めていると評価しているのかを示せ。
- ・ 会津若松市廃棄物処理運営審議会においては、令和 2 年度頃には有料化について既に議論を始めていたようだが、有料化のような重要な審議事項に関しては、議会に対して細目に情報提供を行うべきだったと考える。令和元年度以降に開催された会津若松市廃棄物処理運営審議会のうち、家庭ごみ処理の有料化に関する諮問内容と答申結果を示せ。
- ・ 「有料なんだから、なんでも持って行ってくれるんだよね。」といった質問をしてくる市民もいるが、市民の本音としてはそうなのだろうとも思う。有料化することにより、これまで資源物として排出されていたものも生活系可燃ごみとして排出されることも考慮しなければならないが、そ

れらを防ぐためには市民の深い理解が必要である。市民への周知・啓発をどのように進めていくのかを示せ。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項第2号においては、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項については一般廃棄物処理計画で定めることとされており、このことに照らせば、ごみの減量を目的とした家庭ごみ処理の有料化を条例化する場合は、条例制定と同時に本市の一般廃棄物処理基本計画の一部見直し、あるいは追補、または同計画の改訂が必要と考えるが見解を示し、当該計画の改訂に向けた考え方を示せ。

16 議員 長 郷 潤一郎

(1) テレワークについて

① テレワークの推進

- ・ テレワークの働き方は、新型コロナウイルス感染症蔓延時等や、働き方のワークライフバランス、スマートシティのまちづくりなどの観点から、本市では是非必要な働き方と考えている。新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、人と人との接触を最小限にすることが求められ、学校や会社が休みとなり社会活動が停滞した経験から、テレワークが民間企業などで導入され、人が直接触れ合わない非日常の生活を余儀なくされた。働き方改革においては子育てや介護などと両立しながら、仕事をする事ができるツールとして、また、ワークライフバランスなどの観点からテレワークの導入が進められている状況にある。そして、本市の進めるスマートシティはICTと通信技術の活用のまちづくりであり、まさにテレワークは本市が進めなければならない事業と考える。本市はテレワークを他市に先駆け、率先して行うべきと考えるが必要性の認識を示せ。
- ・ 本市職員はテレワークによる働き方をあまり行っていない状況にあると考えるが、本市職員のテレワークの取組状況を示せ。また、今後のテレワークの取組方針を示せ。

② テレワークの環境整備

- ・ テレワークをするためには、環境整備が必要である。市では職場と同じ仕事環境がクラウド等であり、あわせて、各個人にパソコンや通信機器が整備されているのか、どこでもテレワークを快適にできる環境整備が構築されているのか示せ。

- ・ テレワークの先進地域では、職場での仕事よりもテレワークでの働き方が生産性や効率性が高く、個人の能力を引き出されることが報告されている。人口減少の社会では、個人の生産性や効率性が重視される社会となり、今までのように職場へ行くことや、管理されることが普通と考えるような仕事の在り方は見直すべきであり、新しい働き方の取組が必要と考えるが認識を示せ。

(2) 市街化調整区域について

① 市街化調整区域の地域づくり

- ・ 戦後経済が成長し、人口が増加する状況において、農地の乱開発が懸念される時代には、農地や自然環境を守る施策を行うことは必要なことであった。しかし今、人口が激減し、農地が放置され、空き家が増えている状況下において、市街化調整区域の規制により、コミュニティーや生活が成り立たない状況となる局面においては、市街化抑制の施策も変えるべきと考える。多くの集落地域では、人口が激減し、空き家が増える状況にあるにもかかわらず、農業従事者等又は属人性の有無により市街化調整区域に住むことを制限される。農地を守りながら自由な居住や経済活動ができるように、市街化調整区域の在り方を見直すべきと考えるが認識を示せ。

② 人口減少と空家対策

- ・ 農業の大規模化や担い手がいないうことで集落等の人口が減り、空き地や空き家が増えている。そして、農業関係者や地域の属人などでなければ新しく移住する人の新築が規制されていることで、人口減少や空き地、空き家の解消には至らない状況が続いている。市街化調整区域内の人口の激減や空き地、空き家の放置の原因となっているのが市街化調整区域に係る規制と考える。市街化調整区域では空き地や空き家の活用が制限され、土地の売買も成立しないため、空き地、空き家は放置せざるを得ない状況にある。市街化調整区域内での開発に規制をかけるのであれば、空き地や空き家対策に対して、より手厚い地域支援を行うことが必要であると考え。市街化調整区域における人口減少や空き地、空き家問題にどのように対応しようとしているのか認識を示せ。

(3) リアルタイム線量測定システムについて

① リアルタイム線量測定システムの必要性

- ・ リアルタイム線量測定システム設置に関しては国の事業であるが、設置箇所が市の公共施設に多くあることや、令和元年に設置者からの施設撤去の提案に対して、市は設置維持を要望し、市議会も継続設置を求める意見書を提出した経緯にあることから、質問する。東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年が経過するが、市内にはリアルタイム線量計とモニタリングポストが合わせて140か所以上設置されている。現在の放射線量は原子力発電所事故以前の線量値となり、また線量計の中には調整中のものもあり、リアルタイム線量測定システムの必要性は終えたと考える。年間多額の維持管理費を投じているリアルタイム線量測定システムの役割についての認識を示せ。

② 住民理解と財政の活用

- ・ 放射線量を確認するためには、モニタリングポストが市内に数個あれば十分と考える。しかし、設置当時は放射線量をリアルタイムで確認することが必要との認識があり、住民の強い要望もあったと記憶している。正しい情報を住民に周知しながら、住民理解を得て、市内に130か所以上あるリアルタイム線量測定システムを整理見直し、多額の維持費用等を有効活用すべきであると考えている。国の事業ではあるが市の公園や学校などに多く設置されていることから、事業主体にかかわらず無駄な税の使用に関しては声を上げるべきと考える。市は施設の継続設置を要望した経緯からも住民理解を得ながら、設備の必要性に言及し、現在投じられている多額の費用を有効活用すべきと考えることから、国へ意見を述べるべきと考えるが認識を示せ。

(4) 外国語学習とAI機器活用について

① 外国語学習と生成AI活用

- ・ 生成AIが大学入試共通テストの英語リーディングで98%、リスニングで93%の正解をしているとの報道もあり、外国語に係る生成AIの発達外国語教育の在り方にも変化をもたらすものと考えている。文書の翻訳や会話のリアルな通訳に係る生成AIが言語の壁を低くする中で、外国語教育の不要論なども聞かれる状況下にある。今後の市の英語教育に求められるものと英語教育の必要性に関する認識を示せ。
- ・ 教師の長時間労働などの問題がある中、生成AIなどは英語教師と同じように会話をし、教師の代替指導を可能と

することが考えられるが、外国語教育に関する生成 A I 等の使用をどのように教育の現場で活用するのか考え方を示せ。

- ・ インバウンドや外国人生活者が増える状況下において、外国人に対する窓口や観光案内で言語変換に係る A I 機器を積極的に活用することで行政のサービス向上や観光誘客に寄与するものとする。A I 機器を積極的に活用すべきと考えるが認識を示せ。

17 議 員 石 田 典 男（一問一答）

(1) 市民生活を守る行政の役割について

① 会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）消防本部の施策と本市との合意形成

- ・ 平成23年度の会津若松地方及び喜多方地方消防通信指令事務協議会設立時における将来を見据えた本市の負担金の財政見通しはどうであったのか示せ。
- ・ 平成24年度、消防本部公表の第1次消防施設整備計画での組合庁舎耐震化（予算額3億6,000万円）工事での本市の負担金と耐用年数、また、整備組合議会使用による講堂等費用（音響関連及び什器等を含む）の内訳についての協議はどうであったのか示せ。
- ・ 同整備計画で、消防救急デジタル無線化事業（決算10億7,334万3千円、平成24年3月1日全国初の二つの一部事務組合による共同運用開始）における費用負担やその後の更新についての協議はどうであったのか示せ。
- ・ 令和元年度及び令和3年度において消防救急デジタル無線事業の部分更新としての事業費1億1,115万4千円における費用負担やその後の更新についての協議はどうであったのか示せ。
- ・ 令和4年10月に喜多方広域消防本部が共同運用離脱と単独整備の方針を表明し（令和6年5月整備組合議会全員協議会）、同年12月19日開催の整備組合議会全員協議会では、消防本部が0.6メートル以上の浸水想定としながらも、共同運用を目指すとしている。また、令和5年1月23日公表の第2次消防施設整備計画の中で、アクションプランとして合計17億3,434万円を計上している。令和5年7月に喜多方広域組合管理者会から書面で共同運用の解消と単独整備の報告があり、同年9月管理者会で同上決定、令和6年

1 月、喜多方広域消防本部より消防通信指令事務協議会からの脱退予告がされたが、令和 4 年からの喜多方広域消防本部関連の情報や指令センターを組合庁舎 4 階に移築改修する総事業費 10 億 2,110 万 8 千円、また、実施設計の入札結果、その後のスケジュール等を令和 6 年 5 月 21 日開催の整備組合議会全員協議会で報告とあるが、本市の費用についての協議はどうであったのか示せ。

- ・ 令和 6 年 10 月に修正した会津若松市地域防災計画の 50 ページでは消防機能の安定稼働のため、浸水想定区域外の移転を進めると記載され、同年 12 月 17 日開催の整備組合議会全員協議会においては指令センターの詳細、予算概要を 10 億 2,763 万 1 千円とし、指令センター改修工事を令和 7 年 1 月 16 日公告、令和 7 年度当初予算に、債務負担行為 10 億 2,763 万 1 千円を上程されているが、本市の費用負担並びに今後の指令センター関連の動向についての協議はどうであったのか示せ。
- ・ 令和 6 年 1 月公表の整備組合中期財政見通しでも喜多方負担金の推移、指令センターの令和 8 年度までの記載があるが、本市としての認識を示せ。
- ・ 令和 5 年 8 月 18 日整備組合監査委員報告の令和 4 年度一般会計決算審査意見書では、構成市町村財政担当と協議を行い、綿密に情報の共有を図っていると整備組合として主張しているが、肯定的ではなく、公共施設等総合管理計画の観点で事業費の平準化は図れていないとの指摘だが、本市としての見解を示せ。
- ・ 令和 6 年 7 月 19 日報告の同審査意見書では指令センター移転での整備組合議会機能等に係る費用の想定、構成市町村の負担の増加が指摘されているが本市の見解を示せ。
- ・ 本市議会では整備組合における消防関連事業について委員会審査、協議会報告での詳細に渡る情報提供がなかったと思われるが、今までの対応と協議がどうであったのか時系列ごとに示せ。

② 本市の上水道及び下水道事業

- ・ 令和 7 年 1 月 28 日埼玉県八潮市における下水道管の破損に起因する道路陥没事故で国から 1 日当たり 30 万立法メートル以上の下水処理場に接続する口径 2,000 ミリ以上の管路施設は緊急点検を行い、結果報告をせよとの要請があったと聞く。本市はそれに該当しないということだが、本市

の下水道管路敷設状況を敷設時期、延長距離、口径、深度等、同様に上水道も平均的及び最大の数値を示せ。

- ・ 上水道について令和５年度衛星画像解析による管路診断業務委託を行い漏水可能性のある管路等を見える化したとあったが、その概要、精度、成果と今後の活用方針を示せ。
- ・ 下水道管路施設の点検状況について管内カメラ等、包括委託を含め管路等維持管理について今後の方向性を示せ。
- ・ 上下水道の状況について道路管理者（市道・県道・国道・私道）とどのように協議しているのか示せ。
- ・ 上下水道事業に関連する情報を市民にどのようにお知らせしているのか調査結果などの公表を含め、見解を示せ。
- ・ 水道メーターの検針結果を分析し、使用量の異常があれば、使用者確認をしているそうだが、概要を示せ。

③ 市役所新庁舎での災害時の対応

- ・ 会津若松市庁舎整備事業、基本設計説明書概要版に９防災計画、９－１．災害対策・事業継続計画①インフラ対策とあるが、特に空調熱源、非常電源の切り替え等はどのように対応するのか示せ。
- ・ 同じく通信回路、防災通信システムの維持、複線引き込みの検討とあるがどのように対応するのか示せ。
- ・ 同計画９－２．災害時における各室の機能として、１階に市民等が一時的に避難する可能性がある室等、災害用マンホールトイレを配置、４階に活動拠点室となるよう市長・副市長室、その隣に庁議室兼災害対策本部室、会議室兼災害対策事務局室と危機管理課等を配置、７階には備蓄倉庫と活動支援室等を配置しているが、スムーズな運用についてはどのように考えているのか示せ。
- ・ 大規模災害、豪雪災害、断水等での建設部のある栄町第一庁舎及び上下水道局庁舎との連携、指揮命令系統の対応について方針を示せ。

18 議員 譲 矢 隆（一問一答）

(1) 農業の振興策について

① ５年水張りルールの見直し方針への対応策

- ・ 農林水産省は令和７年２月５日、主食用米から麦、大豆、飼料作物などへの転作を支援する水田活用の直接支払交付金の要件を緩和する方針を食料・農業・農村政策審議会企画部会に示した。具体的には、「５年水張りルール」を見

直し、食料自給率の引上げに向け、麦や大豆を増産するための支援の拡充を、令和9年度から根本的に見直す検討を開始するとしている。加えて、コメの国内需要は長期的には減少が続くとみて、輸出拡大を進める姿勢を明確にした。現時点で明らかになった内容を示せ。

- ・ 市は、これまで示してきた5年水張りルールについて大きな見直しがされることを前提に改めて生産者に説明する必要があると考えるが、認識を示せ。

(2) 退職職員に対する対応について

① 令和6年4月15日開催議員全員協議会の説明への対応

- ・ 令和6年4月15日開催の議員全員協議会において、不適切な事務処理を行った当該職員に対して、同年3月29日付けで停職6か月の停職処分をする旨の報告があった。また、市は同日付けで当該職員から出された退職願を同日付けで承認したとしている。6か月の停職という懲戒処分の効力について示せ。
- ・ 議員全員協議会説明における「今後の対応」において、当該職員から申し出のあった弁済を含めた関係予算を令和6年6月定例会議へ提案したが、説明のとおりに対応されたのか示せ。
- ・ 同じく説明資料4「公務災害等の事務処理における不適正な事務対応」(2)「私費による支払い」④において、「担当職員の行為は、「有印公文書偽造等」にあたる可能性があることから、会津若松警察署に令和6年3月11日に情報提供を行い、告発を含めて相談しています」としていたが、その後の経過について示せ。

(3) 広田保育所の民営化問題について

① 民営化がもたらす影響

- ・ 広田保育所が民営化されると本市の公立保育所は1か所となる。保護者によっては、子どもを預けるために新たな負担が生じることとなることも考えられる。さらには、民間の教育・保育施設等の関係者からも、医療的ケアを要するより手厚いケアが求められる子どもが増えていることに対する不安の声が上がっている。安心して預けられる施設を設ける義務のある市の責任はますます重要になっていると考えるが、市内の乳幼児のうち、医療的ケアを要する子どもの人数の推移と今後予想される人数を示すとともに、民営化によって市の責務が本当に果たせると考えているの

か認識を示せ。

- ・ 少子化が進み、幼児教育・保育を担っている民間事業者にとって大変厳しい環境が続いている。特に保育等に携わる職員の待遇の改善を早急に実施しなければ、若年保育士等の転出に歯止めをかけることはできないと考える。民営化で保育士等の待遇は改善されると考えているのか認識を示せ。また、待遇が改善されない場合、市は積極的に待遇改善に関わるべきと考えるが認識を示せ。

(4) 基幹業務標準化への移行について

① 標準化へ向けた取組

- ・ 令和3年9月施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」によれば、20業務が該当している。国は、令和7年度までに標準化へ移行することを義務化しているが、市の現状と認識を示せ。
- ・ 本市の業務システムの一部は、富士通 J a p a n 株式会社（以下「富士通」という。）と連携しながら開発が進められてきた経過にある。富士通は、今般の標準化への移行が、令和8年度以降となるため国の示す期限である令和7年度までの作業完了は困難であるとの見解を示している。国の方針に基づいて進めなければ、システム移行に係る補助に支障が生じる恐れがあると考えるが認識を示せ。併せてシステム移行が遅れることで行政事務に支障が生じないのか、市民への影響はないのか認識を示せ。

② ガバメントクラウドへの移行の課題

- ・ 基幹業務システムのガバメントクラウドへの移行が努力義務とされたようだが、自治体によって課題や問題点があるとの報道がある。特に、財政負担の増加が問題として捉えられている。既に当該移行を想定してランニングコストなどを含めシミュレートしている自治体もある。国は、現行運用経費よりも3割程度の削減が見込まれるとしているが、本市の現状と認識を示せ。

19 議 員 成 田 芳 雄（一問一答）

(1) 除排雪事業について

- ・ 本市は、東北地方上空5千メートル付近に、零下39度以下の強い寒気が流れ込んだ影響で、令和7年1月8日からの断続的な降雪で、十日市には約60センチまで雪が積もり、気象庁は、1月8日午後10時過ぎ、会津北部（喜多方市、

西会津町）に大雪警報を発表した。また２月５日には、会津17市町村に大雪警報が発表され、本市は２月７日午前９時の積雪深が118センチとなり、観測史上過去最大となり、さらに同日午前11時には、積雪121センチを観測し、1953年の統計開始以来、１位の値を更新した。そのため市は、令和７年２月６日に雪害応急対策本部を設置したが、２月７日には、災害救助法の適用を受け、同日付けで災害対策本部に移行した。市は令和６年度の道路の除排雪計画として、車道約856キロメートル、歩道約119キロメートルの除雪を計画している。除雪は、計画路線に積もった雪の深さが10センチ以上になったときに開始され、豪雪などで交通に支障が生じた際は、道路に積み上がった雪を雪捨て場に運搬する車両などを確保し、速やかな排雪を行う。計画路線の約７割の道路は、原則、通勤・通学の時間帯までに除雪を完了させる予定だが、大雪や明け方に降った場合は間に合わないことがあるという。また、豪雪などで交通に支障が生じた場合は、道路に積み上がった雪を雪捨て場に運搬する車両等を確保し、速やかな排雪を行う。また、令和６年度の雪対策の運営方針として、１ 除排雪作業の情報化・効率化を図るため、ＩＣＴを活用した除排雪車両の運行情報の共有や事業者と市民、行政による除排雪体制の強化などにより、情報の共有のもとで効率的で効果的な除排雪を行なうこと。２ 地域で助け合いやボランティア体制を充実することで、高齢者や障害のある人のみの世帯など、除雪困難世帯への更なる支援を図ること。３ 歩道などの消融雪施設や防雪柵の整備推進を図ることなどである。そこで質問する。今回の大雪での道路の除排雪をいつ、どのように受入れ、どのような対策を練り、対応されたのか示せ。

- ・ その対策・対応による評価や結果・内容を示せ。
- ・ 市民は、その結果をどのように受け止めているのか認識を示せ。
- ・ 今回の大雪災害による人的被害や建物等の財産等の被害額を示せ。
- ・ 現在の道路除雪・排雪事業の進捗状況を示せ。
- ・ 除排雪事業の収束は、いつと考えているのか示せ。
- ・ 除排雪事業の追加予算及び総額をどのように考えているのか示せ。

- ・ 除排雪事業の現状と課題を示せ。
- ・ 現状での市民からのクレーム数と、その主な内容を示せ。
- ・ なぜクレームが発生するのか。そのクレーム解消方法をどのように考えているのか認識を示せ。
- ・ 道路除排雪事業を担当する職員数と、その事業の中で、職員としてどのような職務があり、その職務に従事する職員数を示せ。
- ・ 本年２月７日には、災害救助法の適用を受け、同日付けで災害対策本部が設置となったが、対策本部はどのようなことをするのか示せ。
- ・ 市民は、どのようなことを得ることができるのか示せ。